

令和5年度 茅ヶ崎里山公園事業計画書



神奈川県公園協会・小田急ビルサービスグループ



令和5年度 茅ヶ崎里山公園事業計画書 目次

計画書1	指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	1
計画書2	業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等	8
計画書3	施設の維持管理	10
計画書4	利用促進のための取組	17
計画書5	自主事業の内容等	24
計画書6	利用料金の設定・減免の考え方	26
計画書7	利用者対応・サービス向上の取組	27
計画書8	日常の事故防止、緊急時の対応	32
計画書9	急病人及び新型コロナウイルス等への対応	38
計画書10	災害への対応（事前、発生時）	42
計画書11	地域と連携した魅力ある施設づくり	50
計画書12	人的な能力・執行体制	55
計画書13	コンプライアンス、社会貢献	62
計画書14	事故・不祥事への対応、個人情報保護	70

《付属書類》

- 年間維持管理計画表
- 委託予定業務一覧表
- 令和5年度 イベント開催予定一覧
- 収支計画書
- アンケート用紙
- 事業計画一覧

- 人員配置計画

- 県有物品一覧
 - ・令和5年度 県有物品一覧表（備品）
 - ・県有物品一覧表（その他）

I サービスの向上

計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

私たちは、公益財団法人神奈川県公園協会（以下、グループ代表という）と株式会社小田急ビルサービス（以下、OBS という）の2社で構成するグループです。

グループ代表は、平成13年の一部開園以来、継続的に県民やボランティア団体等との協働により本公園の管理運営を行っており、平成17年にはグループ代表の創立30周年記念事業の一環として、地域の子供たちやボランティア団体と一緒に里山保全エリア入口の斜面地に広葉樹を植林し、現在では「平成の森」として里山景観をつくる雑木林に成長させました。

今回の指定管理にあたっては、園内の施設の安全や快適性をより一層高めるため、新たに清掃や警備といった施設管理に高い技術力を有するOBSが構成員として参加します。

私たちは、グループ代表の公園管理運営、OBSの施設管理や清掃等それぞれの強みを融合し相乗効果を発揮することで、本公園の機能を最大限に高め、良好な利用サービスの提供や費用対効果の向上を図り、利用者の満足が得られる管理運営を実現します。

指定管理者

公益財団法人神奈川県公園協会（グループ代表）

- ・45年以上の県立都市公園の管理運営の実績
- ・本公園の開園準備段階から携わり、地域と共に歩んできた実績

「みどり・環境の保全創造に関する普及啓発」、「県民の健康・福祉の増進」、「地域社会の健全な発展」に寄与することを目的に、県立都市公園等の管理運営を通して公益性の高い事業を実施してきました。県立都市公園や山岳スポーツセンター、ビジターセンターの指定管理者として、「利用者サービスの向上」、「効率的・効果的な管理運営」に努め、県のモニタリングにおいても多くの施設で高い評価をいただいています。

株式会社小田急ビルサービス（グループパートナー）

- ・清掃・警備・設備管理の50年以上の経験と実績
- ・親会社小田急電鉄（株）との連携による沿線地域広報の実施

小田急線の駅を始め、オフィスビルや商業施設、ホテルなど様々な施設の警備や設備管理、清掃などを行っている会社です。プロフェッショナルとしての高い技術力と豊富な経験、お客様の立場から物事を考えるビジネスマインドを持ち、確実に迅速、安全安心なサービスを提供しています。また、小田急電鉄(株)との連携による広報に関しても貢献します。



odakyu
ODAKYU BUILDING SERVICE CO., LTD.

株式会社小田急ビルサービス
施設管理・清掃業務・
警備業務



kanagawaCoen

(公財)神奈川県公園協会
トータルマネジメント・
植物管理・利用促進

●総合的な運営方針、考え方

私たちは、本公園の管理運営を通じて、地域、企業、大学など市民社会との様々なパートナーシップを一層推進し、地域や人々の心を豊かにするとともに、県民共有の財産としての公園施設、みどり・生物などの自然環境、伝統文化等をしっかり次世代に引継いでいきたいと考えています。

そのために、これまで培ってきた地域や団体等との連携や管理実績を活かしつつ、少子高齢化の進展、感染症対策を含む安全・防災面のニーズの高まり、インバウンド等観光振興、交通ネットワークの整備進展など、社会環境の変化に的確に対応していきます。

また、「パートナーシップの重要性」や「誰一人取り残さない」などのSDGsの理念は、公園の管理運営と親和性が高いと考えられることからコミットを強めてまいります。

さらに、「ともに生きる社会かながわ憲章の理念の実現」、「未病の改善による健康寿命の延伸」など県の重点施策を念頭に置き、以下に示す「運営方針、考え方」に基づき適切に管理運営を行うことで、当公園の持つポテンシャルを最大限引き出し、公園の社会インフラとしての価値を高め、利用者満足度の向上を図るとともに、公園を含む地域の持続可能な発展に貢献してまいります。

●安全で快適な利用空間の平等な提供

県立都市公園は神奈川県の高貴な財産であり、県民に安らぎをもたらすとともに、楽しく活動するためのステージでもあります。「公の施設」として、誰もが平等に、安心快適に利用できる環境を提供します。

●より高い公益性の発揮

これまでの経験を活用するとともに、社会的要請の変化、県の重要施策への対応を念頭に置き、地域や関係団体と協力しながら、地域社会の発展に寄与します。

●効率的・効果的かつ持続可能な管理運営

常にコスト意識を持ち効率的・効果的な管理運営に努めるとともに、施設や人材を高貴な資源ととらえ、将来にわたり持続可能な運営を目指します。

(2) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

ア 本公園の固有の価値や特性

● 谷戸を有する良好な里山環境

茅ヶ崎里山公園は、多くの谷戸が点在する茅ヶ崎市北部に位置します。「柳谷（やなぎやと）」を中心に失われつつある里山の風景を活かし、整備された公園です。これまで、地域のボランティア団体等の皆さんとともに畑地や竹林の管理に取り組んできた結果、今も豊かな里山の環境が保たれています。本公園が大部分を占める「柳谷」は、平成 29 年に実施された茅ヶ崎市自然環境評価調査において、市内で 7 地区ある「特に重要度の高い自然環境を有する地域（コアマップ対象地区）」に選ばれ、調査を継続していくモニタリングエリアとなりました。

● 古くからある集落の歴史・文化

里山環境や生物多様性のみでなく、園内で古い時代の道祖神が見つかるなど、歴史ある集落の痕跡が今なお見られます。また、地域住民により、古くから続く祭や季節行事、風習が伝えられるなど、里山の自然のみでなく歴史・文化も公園の魅力となっています。

● 開放的で変化に富んだ広い敷地

子ども達に人気の風のすべり台や雲のトランポリンなどの遊具や、広場などの施設から自然豊かな里山、田園風景まで、変化に富んだ空間が広がります。茅ヶ崎市からの富士は国土交通省の「関東の富士見百景」にも選ばれており、本公園から望む富士も見どころの一つとして紹介されています。子どもから大人まで、誰もがのびのびと過ごし、生き物とのふれあいや里山体験を満喫することができる公園で、密を避けて過ごすには最適の環境が広がっています。

● 広域避難場所に指定

また本公園の一部は、茅ヶ崎市で最も海拔の高い場所に位置しており、東日本大震災時に海岸部の住民が自主的に避難してきたことを受け、平成 24 年度に「広域避難場所」に指定されました。防災倉庫、緊急時のヘリポートなどが設置され、災害時の重要な役割を担います。



特に重要度の高い自然環境を有する地域
(コアマップ対象地区)

出典:茅ヶ崎の自然を見よう2017(茅ヶ崎市)



谷戸の風景



風のすべり台・雲のトランポリン



ドクターヘリコプターの受入

イ 本公園の課題認識

開園以来、里山管理やイベントの開催などボランティアや地域住民の方々と育んできた本公園ですが、昨今では、開園から時間が経過したことによるボランティア等の高齢化が進むとともに、公園が位置する小出地区の高齢化率が市全体の平均値よりも9ポイント高く、若い参加者の確保が困難であることなどから各団体の担い手が不足し、関係事業の継続が課題となっています。

また、開園から20年が経過し、防災施設や環境共生型施設などの施設の老朽化、里山樹林地の樹木更新などへの対応も必要な段階にあります。

■地区の高齢化率

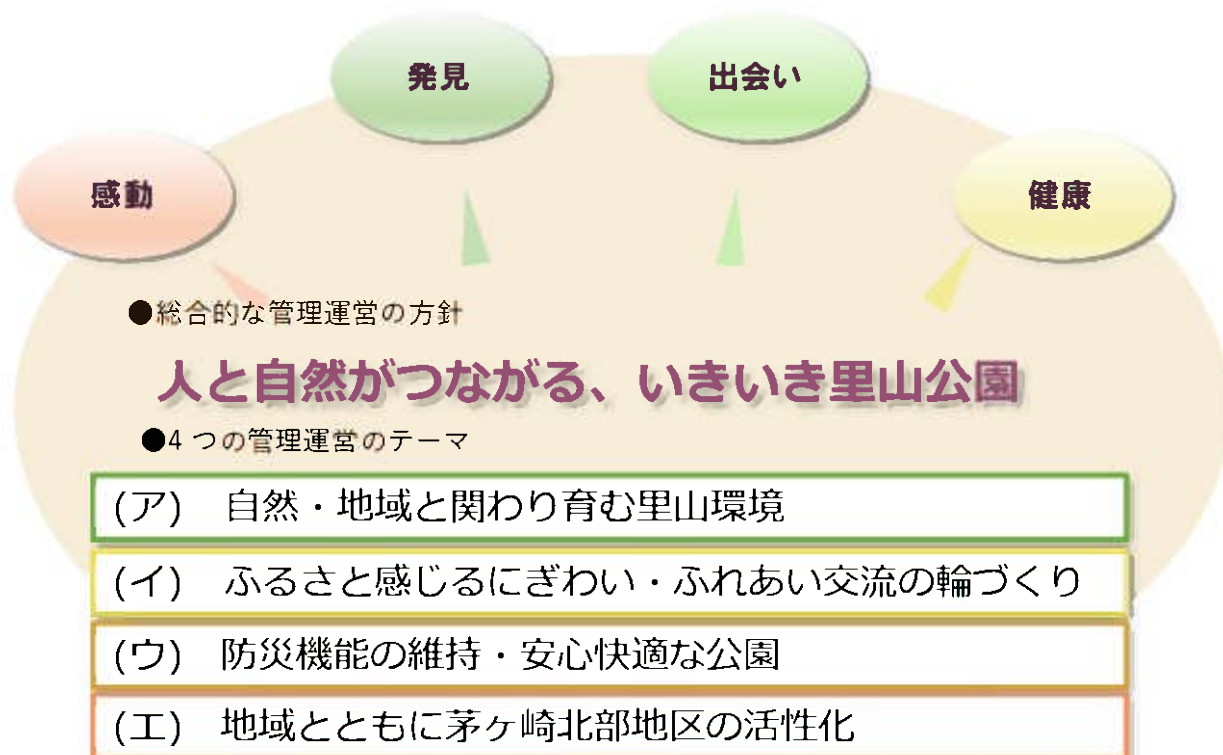
茅ヶ崎市全体	小出地区
27%	38%

出典) 令和4年4月住民基本台帳

ウ 本公園の管理運営方針

私たちは、本公園の特性や課題を踏まえ、神奈川県が示す「県立茅ヶ崎里山公園管理運営業務の内容及び基準」と「茅ヶ崎里山公園の利用・整備・管理の方針」に基づき、開園当初より里山の保全や、親しまれる公園づくり、公園を拠点にした茅ヶ崎市北部地区の活性化に取り組んできました。

これまでの本公園が歩んできた歴史を踏まえつつ、開園以降、ともに公園づくりを行ってきたボランティア等の団体の世代交代への支援や、本公園を核とした茅ヶ崎北部地域の活性化を強化し、利用者の皆様が豊かな自然の中で里山環境に接し、新しい発見や出会い、感動、心身の健康を維持できるような、持続可能な魅力に溢れた公園の管理を目指して、「人と自然がつながる、いきいき里山公園」を総合的な管理運営の方針とし、4つの管理運営のテーマを柱に取り組みます。



4つの管理運営のテーマについては、公園の特性や課題を踏まえ、以下のように設定して取り組んでいます。



(ア) 自然・地域と関わり育む里山環境

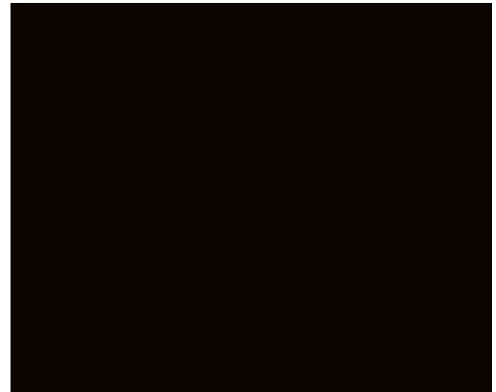
公園の名称でもある里山の環境保全を、人づくり、植物管理、資源循環の3つの視点から総合的に取り組むことで、“豊かな里山”の実現に取り組みます。

● 県民との協働の推進・次世代の里山担い手育成

里山の自然環境を次世代へと繋ぐために不可欠なボランティアを育成するため、新しい人材育成システム「里山担い手サイクル」のプログラムごとに参加者意識の到達目標を検討します。

● プロフェッショナルの技術支援による里山環境の維持

グループ代表のグリーンサポート制度（樹木医等の外部指導員による支援）の活用や、地域特性に精通した[]の技術支援により、専門的な技術を活かした樹木等の維持管理を実施します。



[]とは []は、造園業界の発展と地域経済の活性化を目的として活動している団体で、長年にわたり、茅ヶ崎市内の造園工事、街路等の管理工事の実績を有し、資材などの共同購入によるコスト削減、造園技術の向上、地域の緑化啓発事業等を行っています。

茅ヶ崎里山公園では令和2年度より包括協定を締結しており、包括協定では、日常の植物管理業務の他、台風や地震発生後の倒木等の応急復旧作業の業務も対象としています。

● 里山環境を保全し、将来に残し伝えるための管理

現在の貴重な里山環境を次世代に残していくため、ボランティアや学校等と連携し、生物多様性に富んだ環境づくりに取り組みます。

● 里山管理での発生材の資源化や環境共生施設の活用と保全活動を通じた普及

間伐や剪定枝のチップ化による資源有効活用や環境共生型パークセンターの運営、バイオトイレの効果的な維持管理を行うほか、外来植物駆除などの保全活動を通じた普及啓発を行います。



(イ) ふるさと感じるにぎわい・ふれあい交流の輪づくり

伝統的里山区域・近代的里山区域・利用促進区域からなる当公園の恵まれた環境を活かし、あらゆる人や世代が参加し交流できる公園づくりを行います。

● ふるさとの懐かしさを伝えるプログラム

里山の自然を活かした農体験や観察会、古民家「谷の家」を活用しながら、地元の歴史や文化に触れるプログラムを実施します。

● いきいきと交流できる場の提供

キッチンルームを備えた「里の家」での料理教室や、「未病」や「ともに生きる」をテーマとしたプログラムを実施するなど、県民がいきいきと交流できる場を提供します。



季節の伝統行事(どんど焼き)

(ウ) 防災機能の維持・安心快適な公園

大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の大流行など、公園も「新しい生活様式」への対応が求められる時代です。社会情勢の変化に柔軟に対応し、公園の機能を最大限に発揮して利用者が安全安心に公園を利用できるようにします。

● 防災機能の維持・災害への備え

防災井戸や発電機、調整池など様々な防災設備について、災害発生時に備え巡視・点検を確実に行うとともに、定期的な訓練などにより防災機能を維持します。

● 感染症拡大防止などへの取組

新型コロナウイルス感染拡大防止対策の経験を生かし、様々な感染症に対する取組や、スズメバチなど危険生物等への対策を行います。

● 安全快適な公園運営

安全安心に配慮した施設管理、スタッフや委託業者等との協力体制の構築により、快適に公園を利用させていただきます。



緊急車両出入り口開放・点検

(エ) 地域とともに茅ヶ崎北部地区の活性化

本公園の発展・活性化とともに、周辺地域の活性化を願ってきた地域住民や活動団体の想いに応え、地域関係団体等と一丸となり、本公園ならびに周辺の観光資源としての魅力を高め、茅ヶ崎北部地区の活性化に取り組めます。

● 地域とともに「いきいき里山」

公園を活用した地元自治体や地域団体等の大型イベントへの協力のほか、「茅ヶ崎里山公園まつり」、「鯉のほりの掲揚」など連携イベントの内容の充実や、新しい人材との協働の展開として「里の家マルシェ」に取り組めます。

● 花で彩る「いきいき里山」～湘南花の里づくり～

屋外の散策需要の高まりに対応するとともに、圏央道の開通による広域からの集客を目指し、利用促進区域や近代的里山区域を重点に、茅ヶ崎最大級の花畑づくりと四季を通じた花の魅力づくりをめざす「湘南花の里」づくりに取り組めます。

● 大学と取り組む「いきいき里山」

これまで公園周辺にある複数の大学の校外活動の受入れを行ってきましたが、今後は、高齢化するボランティアの活性化と地域の更なる魅力づくりをテーマに大学に働きかけ、若い世代の発想を公園づくりに活かす取組を行います。

● 里山 DAY・CAMP&BBQ

BBQ場の運営において、セルフサービス型のデイキャンプ利用など新たな楽しみ方も現状を踏まえて検討を進めます。また、地域営農者の協力を得て公園隣接農地での「体験農園」との連携方法の検討を進めるなど、更なる里山の魅力づくりに取り組めます。



地域の彼岸花まつりと連携

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

2001年の開園以降、グループ代表は利用者及び地域住民の声に応え、安全・安心・快適な公園運営に取り組んできました。また、複数の公園管理の中で担ってきた環境負荷を削減するノウハウを蓄積、実践してきました。これらの実績をもとに、次の管理運営方針により実施します。

● 利用者の意見を反映し、様々な利用への対応を想定した公園運営

○ 利用要望や潜在的課題を抽出し、公園の管理運営に反映

公園モニター、利用者アンケート、茅ヶ崎里山公園運営会議及び里山保全部会[※]の開催等

※県民と公園管理者との協働による公園の維持管理運営を行うために設立された組織。平成24年6月発足。里山保全部会は、保全エリアの管理運営調整を行うための運営会議の部会

○ 身体障害者手帳等をお持ちの方、高齢者、福祉施設が利用しやすい公園づくり 福祉施設との協働によるイベント開催等

○ 教育機関の利用や家庭での情操教育の支援強化

● 近隣住民の声に耳を傾け、生活に配慮した公園運営

○ 近隣住民との対話や茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会[※]への参加により地域の核となる公園運営 ※公園及び周辺地域の活性化を目的に発足した地域住民による団体

○ 風水害等による被害を防ぎ、避難等の助けとなる公園の機能を十分に発揮できる管理運営

○ 騒音、不法投棄、路上駐車への対応等、警察との連携や夜間警備による安全安心な公園づくり

○ 公園周辺の清掃活動「ゴミゼロアクセス」の実施により地域美化に貢献

● 神奈川県公園協会環境マネジメントシステムに則った環境負荷の削減、当公園の自然や施設を活かした自然環境の保全・緑化推進及び普及啓発

○ 環境共生型パークセンターの機能を活用した効率的な施設運営

○ FIT 電力（再生可能エネルギーにより発電された電力）の利用促進

○ 緑化推進及び里山保全と資源循環型維持管理（ゼロエミッション）を推進

○ リサイクル資源の分別、グリーン購入を推進

○ 展示や体験プログラムによる環境保全の普及啓発

○ ボランティア団体や茅ヶ崎市、大学等と連携した自然環境モニタリング

○ 利用者参加型自然環境モニタリング「生きものしらべ」

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

●直営を基本に専門技術を要する管理業務等を委託

常に安全で快適な施設管理を実施するためには、公園の特性を熟知した職員による管理が効果的・効率的であるため、できるだけ直営によるきめ細やかな維持管理を行うことを基本にします。

一方、法律等に基づく業務、専門技術・資格・特殊な機器類を要する業務、危険を伴う業務等は、専門性の高い外部機関に委託します。

※直営作業にかかる人件費は付属書類「ア 収支計画書」の「人件費」に計上しています。

●地元造園業者の集団のとの包括協定に基づく委託

本公園では里山が重要なフィールドや景観要素であることから、特に保全エリアでは経験のある茅ヶ崎里山公園倶楽部による管理を行っています。さらに、本公園の植生や市民の取組内容を良く知る地元造園業のプロ集団であり、官公需適格組合として認定されている」と包括協定を締結していることから、同組合の技術支援を活用して計画的な業務委託による効率的で質の高い植物管理や、災害時等の応急対応の強化、地域経済活性化への貢献を図ります。

※中小企業が官公需を共同受注し完全に実施できる体制が整備されていることを、中小企業庁が証明した事業組合

●高齢者や身体障害者手帳等をお持ちの方の就労支援の観点からの委託

繁忙期には、効率性の観点から直営の補助として管理業務の一部を委託し、その際は、地域の高齢者就労支援の観点から、シルバー人材センターなどを活用するとともに、日常業務の中で、身体障害者手帳等をお持ちの方の就労支援に資する業務についても、できるかぎり福祉支援施設を委託先とするよう配慮します。

■具体的な委託業務内容

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	高木管理	軽剪定・枯損木処理	支障枝の除去・樹勢悪化木	高所作業を要するため
	草地管理	草刈り	カヤや木質化した草など茎の堅い植物刈込	急傾斜・草の質等作業技術が必要なため
施設管理	建物管理法定点検	自家用電気工作物点検・消防設備点検等	電気事業法・消防法などによる法定点検	法律の定めに基づき実施
	工作物管理定期点検	遊具点検等	メーカー等による定期保守点検	専門的技術を要するため
	警備業務	機械・巡回警備	機械・巡回警備	免許・専門的技術を要するため
清掃管理	定期清掃	受水槽清掃・建物等清掃点検等	井戸水受水槽・建物等清掃	専門的技術を要するため
	ゴミ処理	粗大ゴミ等	ゴミ積込、運搬、処分	免許が必要な専門業者
	トイレ清掃	日常トイレ清掃	便器・手洗い・鏡・壁・床清掃、トイレトーパー交換、汚物処理	地元高齢者人材活用のため

ア 委託先の選定方法

●グループ代表が発注する業務

業務の品質確保を前提に競争性・透明性・公平性に配慮した公募型競争入札を基本とし、適正な選定をします。

・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程

のほか、競争入札選定委員会関係諸規程により選定の手順や条件を明文化

・専門性の高い一部の業務を除く全ての業務について、地元優先の地域要件を設定

・公募にあたり、県の入札手続きを参考に募集開始から入札まで一定期間を設け、募集内容の協会 Web ページ掲載や公園内掲示、専門紙掲載などにより公表

・委託先は、原則として、県の競争入札参加資格者名簿に登録があり、業務に必要な免許・資格や豊富な業務実績を有する事業者から選定

選定に関する規定

- ・公益財団法人神奈川県公園協会会計規程
- ・競争入札参加要件等設定委員会要領
- ・競争入札参加要件設定に係る基準
- ・指名業者選定基準

●OBSが発注する業務

OBS が定めている一定の基準をクリアした会社を登録している独自の委託会社登録名簿から、現場の品質や本社の管理情報を勘案して適正な選定をします。

●共通事項

暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している者から選定することで委託先の信頼性や業務の水準を確保します。

イ 県内（地域）企業への委託の考え方

地域の企業は、その地域に精通していることで迅速かつきめ細かな対応が可能となります。また、地域経済への貢献や地域連携の視点に立ち、県内企業へ委託します。

今後も地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応の観点から地元のシルバー人材センター、非常利活動団体、障害者就労施設等の活用を図り、引き続き県内（地域）の中小企業等（「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」第2条に定める者又は準ずる者）の力を活用します。

その中で [] への高木管理、高度な技術を要する業務を委託するなど地域団体との連携強化に引続き取り組みます。

さらに、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、地域の障害者就労施設等からの物品等（物品及び役務）の調達、同施設等の生産物の販売場所として公園を提供することなどを推進し、身体障害者手帳等をお持ちの方の自立支援に引続き取り組みます。

計画書3「施設の維持管理」

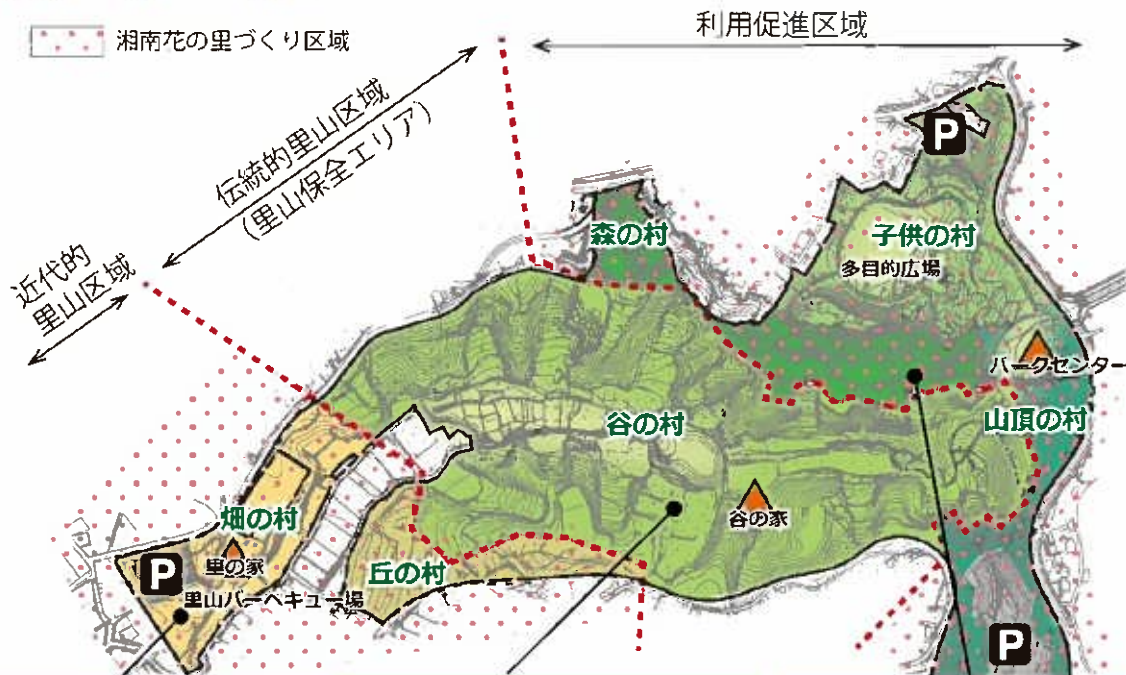
(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

ア 本公園の特性と維持管理における課題

当公園は、環境配慮型のパークセンターや大型遊具、多目的広場がある「利用促進区域」、豊かな自然と里山の景観が残る「伝統的里山区域（保全エリア）」、食と農により地域活性化を図る「近代的里山区域」から成り、多様な環境や施設を有します。

県立公園としては比較的新しい公園とはいえ、本公園が開園してから20年、パークセンターの供用開始から14年の年月が経過し、施設の老朽化や樹林の大木化・老木化が進んでおり、バイオトイレや、チップボイラー等特殊な設備の管理も必要です。

■ 区域ごとの特性や課題



<p>近代的里山区域</p> <p>● 特性・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散策の他、BBQ、里の家など拠点の利用が主 ・ パークセンターから離れているためBBQや里の家、窓口案内や施設管理に留意が必要 	<p>伝統的里山区域</p> <p>● 特性・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里山環境が保全されており自然観察などの利用者が主 ・ 自然が豊かな一方で、樹木、害虫など安全管理が必要 ・ 高木や竹林が多く存在 	<p>利用促進区域</p> <p>● 特性・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要エントランスで遊具もあることから親子連れが主 ・ 子ども達の遊び場、パークセンター等の点検や修繕が必要な施設・設備が多く存在
---	---	---

イ 維持管理の考え方と重点取組

公園の魅力を高めるため、区域ごとの魅力に合わせた植栽管理を実施するとともに、遊具など子ども達が多く訪れるエリアでは、けがの防止に配慮するなど、区域の利用者特性を踏まえた管理を行う必要があります。

● プロフェッショナルやボランティア団体等との連携による安全で快適な里山管理

緑化事業協同組合等の専門家による技術講習や地域等多様な団体による技術支援も活用してこまめな手入れを行うことで樹木の高木高齢化、竹林の侵食、ナラ枯れなどの課題に対処し、生物多様性を維持するとともに健康な樹林地を育成します。

●心をなごませる「里山」の散策が楽しめる管理

本公園の最大の特徴である希少な自然植生や専門的な維持管理によって里山環境を活かした花修景の魅力を高めることで、また行ってみたいと思える快適な空間を楽しんでいただけるように努めます。

●公園施設の特徴を熟知した職員と施設管理の専門家による施設の長寿命化

バイオトイレや環境共生型パークセンター、防災備蓄倉庫や消防設備、滑り台やトランポリンといった遊具など、施設ごとの利用特性に対応したこまめな管理を行い、施設の長寿命化を図るとともに、安全安心な利用につなげます。

●利用者や近隣住民との信頼関係を築くきめ細かな清掃や受付対応

本公園は地域に根ざした公園として親しまれていることから、利用者や近隣住民の声に応えたきめ細かな清掃、受付、警備を行い、利用者や近隣住民との信頼関係を保ちます。

(2) 施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

ア 安全管理の徹底

●施設の点検・管理の実施

職員による日常点検の他、専門性が求められる施設の法定点検等は、施設管理のスペシャリストであるOBSによる点検・管理を行い、危険箇所や故障の早期発見・補修による施設の迅速な安全確保や長寿命化を図ります。

本公園は広域避難場所、調整池機能、環境共生型施設など特殊な機能も多くあることから、これらの保守・点検についてもこれまでの管理ノウハウを活かし取り組みます。

●利用者のための施設の安全と作業員の安全確保

利用者の皆様に、安全安心で快適な利用をしていただくため、スタッフや委託業者、周辺機関との情報共有や監視体制のもと、本公園の管理運営を行います。

施設点検パトロール、施設施錠、夜間警備、各種法定点検、遊具点検、施設補修など、安全や安心のための点検、施設補修作業を適宜実施します。

子どもに人気のトランポリンや滑り台などの遊具については、事故が発生しないように、専門メーカーによる確実な点検や補修を行います。

植物管理の際の事故防止等、職員や作業員の安全確保のため、作業前の安全ミーティング、安全衛生点検、また委託に当たっては仕様書による安全対策を徹底します。

(詳細は計画書8参照)



トランポリンの補修作業

イ 災害に備えた施設の管理

●防災施設の管理

園内には県及び市の防災備蓄倉庫が設置されていることから保守管理を行い、県や市とも連携して災害時対応に備えます。

パークセンター等に設置された消防設備、非常用放送設備、非常用電灯、太陽光蓄電機能などの機器類について、適切に法定点検を実施するとともに防災井戸のポン



防災倉庫の確認

ブ、非常用発電機の点検、防災パーゴラや防災ベンチなどについては[]の消防訓練時に点検を実施します。また[]、市防災無線の通信訓練に協力します。

多目的広場は災害時にヘリポートとして使用されるため、有事に備え[]を実施します。

長年懸案となっていた多目的広場（ヘリポート）の排水対策については、大型イベント開催時にグループ代表が独自で砂利をまくなど復旧に努めてきたところ、令和4年度藤沢土木事務所が、補修工事を行うための地質調査を実施しました。

ウ 環境配慮型施設の機能確保

●環境共生型施設の管理

壁面緑化や屋上緑化については、植物の育成により機能を保つとともに、除草、剪定を行うことで景観を整えます。

バイオマスボイラーは老朽化が進み故障も増えていることから、専門業者による点検の他、職員による定期点検、日常点検も行い、灰のこまめな除去、[]

[]交換、燃焼の効率化を図るために使用するチップのサイズを調整するなどして施設の長寿命化に配慮した管理を行います。

太陽光発電施設については、受変電設備点検を行います。



バイオマスボイラーの点検

●バイオトイレの点検

汚れやつまり等がトイレの機能低下につながるため、巡視や清掃を兼ねた日常点検を行います。数年前より攪拌スクリーなどの故障が増えていることから、保険加入により、経費を抑えつつ、異常の際の早期の修繕に対応します。

(3) 清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

ア 快適な空間の提供

●バイオトイレをはじめとしたトイレ清掃

利用者がいつでも快適にトイレを使えるように、トイレは[]清掃を実施します。

園内に2箇所あるバイオトイレは汚れや詰まりなどにより機能が低下する他、臭気の原因となるため、少量の水や洗剤不使用により清掃を行い、清潔に保つための定期点検の他、巡視も兼ねて実施します。



森のバイオトイレ

●調整池の管理

降雨時の雨水調整池である東駐車場、北駐車場、中ノ谷池、芹沢の池については、機能が正常に保たれるよう、側溝や排水柵の浚渫を行うとともに、堆砂の除去、枝や落葉の撤去などを実施します。

●感染症拡大防止への取組

利用者が消毒などを行い予防対策をとっていただくように、手指消毒液や虫除けスプレーの設置、テーブル椅子等の消毒液を常設します。



利用者用消毒液の設置

県・関係機関からの情報提供をWEB・掲示板で周知し、利用者に安全な行動を呼びかけます。

窓口にビニールカーテンを設置し、飛沫の防除を行うとともに、感染症等による緊急事態宣言などが発出されたときは、藤沢土木事務所と調整のうえ必要に応じて遊具を含む施設の利用制限などを行います。

高病原性鳥インフルエンザ対応として、「野鳥の不審死」を発見した際には、関係機関に適切に報告します。また、デング熱対策として、蚊の発生防止のためのボウフラ駆除や県が行う新型インフルエンザ対策講習会等へ積極的に参加します。

●清潔感が感じられる園内とするための取組

園内のゴミ拾い、落ち葉清掃、水面の葉の除去、ガラス片等危険物撤去など、ゴミや危険物はできるだけ早く除去し、快適で安全な園内環境を保ちます。また、里の家、キッチンさとやまは、調理を行うため、ゴキブリ、ネズミ、ハエ等の害虫駆除を行い、衛生的な環境を保ちます。

トイレ清掃、感染症対策のための衛生管理については、利用者の快適な利用や安全な利用に関わりが大きいと、特に重点的に取り組めます。

イ 受付案内 誰もがふるさとを感じられる親切・丁寧な対応

公園スタッフは、いつでも、誰にでも親切で丁寧な対応に努めます。敷地が広く拠点が複数点在することから、各拠点の利用者層やニーズに合わせた受付、対応を実施します。

また、地域とともに発展してきた当公園においては、来園者のみでなく、周辺住民とともに歩むことも重要な対応の一つであることから、植物管理の実施や、夜間の近隣住民への迷惑防止など、周辺への配慮を徹底して行います。（⇒計画書7「利用者対応」参照）

ウ 警備業務

公園職員やトイレ清掃員による巡回・声掛けを~~実施~~実施し、園内施設の異常の有無や落枝、枯損木等の危険場所の事前把握、芝生広場や遊具の利用マナーの周知を図るとともに、里山環境で草の茂みや死角となる場所への不法投棄などを防止します。

パークセンターや谷の家、里の家、東話所の主要施設に設置された機械警備を実施するとともに、悪戯や不審者が多くなる春夏や年末年始については、経験豊富な OBS により夜間巡回警備を実施し、安全安心で快適な施設管理を行います。

夜間警備【基準】年 100 日⇒~~100~~ / トイレ巡回清掃⇒【基準】年 170 日⇒~~170~~

【実績】長年培った地域との信頼関係に基づく問題の未然の防止

- ・長年培った地域との信頼関係を活かし、日常的に地元警察、小中学校、市役所等の周辺機関との連携や情報交換を行い、悪戯や若者のたむろ、不審者などを早期に取り締まってきました。この他にも、学校の休みに合わせた夜間警備の強化、必要に応じて警察にパトロールを依頼するなど臨機に対応し、事故や犯罪発生を防止しています。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

ア プロフェッショナルとの連携による里山環境の維持

グループ代表は開園後20年にわたり本公園の里山環境を維持してきたため、水辺や樹木の特性や変化、主な老齢木の分布などの植物の生育状況を熟知しています。このような現場把握に基づき、[]による樹木の診断や土壌改良による樹勢回復、ケーブルでの落枝防止措置を巨木に対して行うなど樹林地管理に取り組んできました。今後、更新が必要な樹木が増えてくることが見込まれるため、これらのノウハウや人材を活用し良好な里山環境を維持します。



(生物の生息生育環境に配慮した草刈りを実施)

● 樹林地や竹林等、里山の樹木管理

園路沿いや広場周辺にも高木が隣接して生育しているため、利用者の安全のために定期的な樹木点検及び危険性のある樹木はグループ代表の [] を通した [] による診断等を行い、倒木・落枝による事故を未然に防止します。

スズメバチなど危険な生物が確認されるエリアでは、園路に案内板を設置するなどして注意喚起をするとともに、女王蜂の捕獲を目的に、茅ヶ崎里山公園倶楽部と協働で春先からトラップを設置します。

里山の管理・保全のため、全国的にも広がっているナラ枯れなどの病害虫の駆除や防除に取り組みます。

【実績】ナラ枯れ対策の実施

- ・ナラ枯れを防止するため、令和2年度以降、[] を設置しています。
- ・ [] を設置した結果、 [] できたので、 [] 効果を見ながら対策を進めていきます。

● 草地・芝生管理

利用促進区域、近代的里山区域の利用者が多い広場において、快適に広場を利用しただけよう状況により基準回数以上の草刈りを実施します。

多目的広場や栗の木広場等の利用が多い区域を中心に、利用者にとって危険な、棘のある外来植物 ([] 等) の除去を実施します。

● 周辺民家や農地への配慮

公園の隣接地には民家や農地があることから、公園の樹木により日照、風通しが悪くなったり、倒木や落枝による事故が発生しないよう注意が必要なため、地域に愛される公園として、これらの周辺環境にも配慮した樹木や草地の管理を実施します。

イ 生物多様性に配慮した里地・里山の環境づくり

里山の生態系の保全のため、多様な生物の生息環境の保全に取り組み、多様な主体と連携して外来生物種の除去、捕獲などを実施します。

●外来生物種の駆除

など外来植物の除去（令和元年度実績約 本）や の捕獲などを、茅ヶ崎里山公園倶楽部や保全部会、学生ボランティア等との協働で継続実施します。

学校等から環境学習の受け入れ依頼の際にも、できる限り外来植物の抜き取り作業をプログラムに組み入れ、外来種駆除についての普及啓発に努めます。

●生物種の生育・生息に配慮した管理

水辺や湿地、草地などの生物種の生息環境に合わせ、野鳥や昆虫が逃げ込めるよう の形成、作業箇所のローテーションによる草刈りを実施します。

樹林地内については、危険性のない枯死木や藪はそのまま残しアオゲラなどの餌場、ウグイスの生息環境を保全します。

●希少種や里地の在来種の繁殖期や開花期への配慮

などの希少種や 等野鳥の繁殖期を避けて草刈りを実施するなど、生物の生育に配慮した管理を実施します。また、 や などの野草について、開花期の草刈りを避けます。

強化

ウ 花で彩る「いきいき里山」～湘南花の里づくり～

が実施している小出川彼岸花まつりが好評であり、多くの集客を得ていることから、グループ代表としても果樹園を花畑に転換するなどして里山景観に合ったナノハナやソバ等の花畑の整備に取り組んできました。今後も、茅ヶ崎北部地区の活性化や圏央道の開通に伴う広域からの集客を目指し、里山保全エリアを除いた利用促進区域や近代的里山区域を重点に「湘南花の里」づくりに取り組みます。



コスモスの花畑

自然生態系にも配慮しながら茅ヶ崎里山公園らしい植生による景観づくりに取り組んでいます。

● 田園風景を彩る茅ヶ崎最大級の花畑

- ・コスモス、ナノハナ、ソバなど、里山景観や田園風景を彩る茅ヶ崎最大級の花畑づくりに取り組みます。

● 四季を通した花の魅力づくり

- ・閑散期の集客と話題づくりに、ヒマワリ迷路、早咲き菜の花などを取り入れます。
- ・XXXXXXXXXXと連携して園内にヒガンバナを育成、小出川彼岸花まつりが行われる小出川と公園を彼岸花でつなぐことで地域のにぎわいづくりに貢献します。
- ・花と里山風景の写真スポットづくりに取り組むとともに、フィルムコミッションへの登録、SNSや高速道路会社・鉄道事業者と連携した広報などに取り組みます。



四季を通した花畑の植栽整備・写真スポットとなる花修景の実施

【拡充】 照手桃などによる春秋の景観づくり

- ・園内には神奈川県農業総合研究所(現・農業技術センター)が品種改良し種苗登録したハナモモ「照手桃」が植栽されています。令和3年度に補植により、植栽規模を拡大し、令和4年度には専門家の技術支援・指導も受け、直営による維持管理も進めています。また、隣接する湘南の丘についてはボランティア団体とも協議した結果、自然環境にも配慮し、秋の見どころとなる茅葺の育成にも着手しました。「春の照手桃」と「秋の茅葺」として、本公園の春と秋の景観づくりとして取り組みます。



照手桃と富士山の写真スポット

※大昔の茅ヶ崎の辺りは一面が沼地で、チガヤやアシが生い茂り、陸の一部が砂洲状の地形だったと考えられ、茅ヶ崎の地名の由来となったとう地名伝承があります。

計画書4「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等(有料施設は除く)

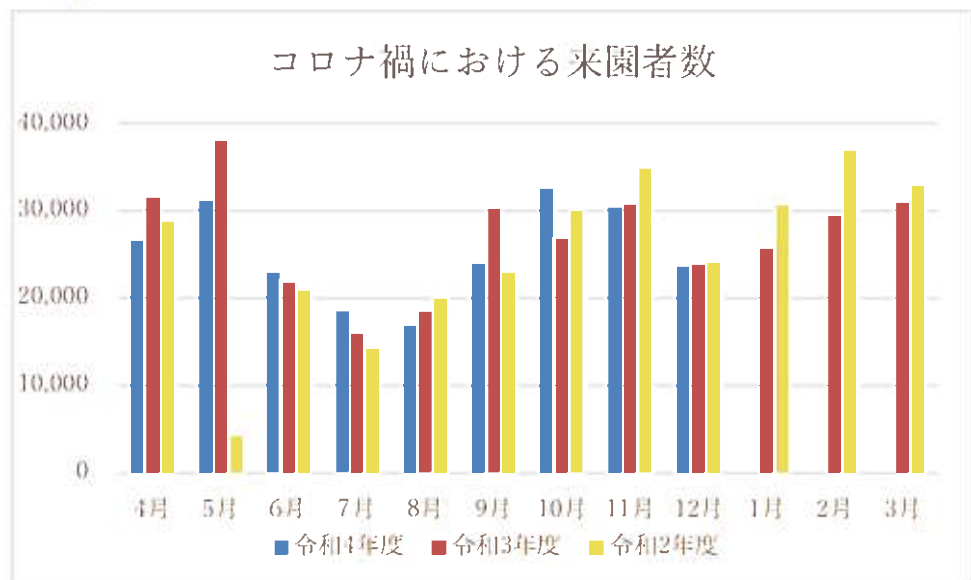
ア 利用促進の実施方針

グループ代表は、里山の豊かな自然や施設を活かし、ボランティア等との連携によるイベントを開催するとともに、植物管理を実施して花と緑による美しい景観づくりに取り組んできました。

今後もこれまでの年間を通したイベントや修景を行うとともに、気候が良い春と秋は繁忙期、夏と冬が閑散期となるため、この時期のイベントや見どころづくりに取り組みます。

音楽や食、福祉、健康など本

公園で楽しめる取組を拡大し、若者などの新たな利用者層に来園してもらえるように、きめ細かく利用者ニーズに沿ったプログラムやイベントを開催します。



(ア) ふるさとの懐かしさを伝えるプログラム

伝統的里山区域を中心に、里山の歴史や文化、自然について総合的に理解し、子供から大人まで成長に合わせて楽しめる内容のプログラムを提供します。

(イ) いきいきと交流できる場の提供

近代的里山区域や利用促進区域など、茅ヶ崎里山公園の多様な施設、環境を活かし、世代や分野を超えて参加できる、健康や交流に関わるプログラムを提供します。

(ウ) 地域とともにいきいき里山 (連携イベントの開催)

茅ヶ崎市北部地区の活性化に寄与する多様な魅力のある大規模なイベントの開催を支援します。公園をより多くの方に楽しんでいただけるように、会場準備や広報など、地域の方とも連携して皆様の茅ヶ崎里山公園と感じられるイベントを展開します。

イ 具体的な取組内容

上記の方針のもと、具体的な取組を以下に示します。

(ア) ふるさとの懐かしさを伝えるプログラム

伝統的里山区域は、茅ヶ崎里山公園倶楽部と協働で里山保全に取り組んでいるエリアであり、懐かしい「ふるさと」の雰囲気や景観を今に伝えています。茅ヶ崎里山公園倶楽部や地域の団体とも連携し、公園の魅力であるこの雰囲気を大切にしたいプログラムと、地域の歴史や文化に触れるプログラムを実施します。

● 古民家「谷の家」の活用

・節句飾りやお月見飾りなど、季節行事に合わせた展示を実施

- ・地域伝統の厄除け飾りなど、茅ヶ崎の伝統文化を次世代に継承する展示や体験教室を開催
- ・谷の家に整備された「かまど」を活用し、親子を対象にした炊飯体験などのイベントを開催

《地元の方から教えていただいた行事》

- 1月8日 一つ目小僧除け
- 1月14日 団子飾り
- 2月3日 節分鬼除け（やっかがし）
- 2月初旬 午の日のお供え、師走のお飾りづくりと箸づくりなど



谷の家: やっかがし(左)・五月飾り(右)

●子供から大人まで里山に親しむ農体験や観察会の開催

里山学校や校外学習受入れ、茅ヶ崎里山公園倶楽部の活動などによる里山管理や農体験、自然観察会といった公園をフィールドとしたイベント等を開催します。

- ・グループ代表が事務局となり、茅ヶ崎里山公園倶楽部の会員を毎年募集。会長、幹事会員と年間スケジュールを調整し、親子会員も楽しく里山保全に係れるタケノコ掘り等の竹林整備や田植えなどを実施
- ・市と市民活動団体（柳谷の自然に学ぶ会）と本公園が協働で開催する「里山はっけん隊！」など、里山の自然について学ぶ自然観察会を開催
- ・里山学校や校外学習を受け入れ、子ども達に里山の管理や生物多様性について学ぶ機会を提供し、将来の里山管理の担い手を育成（⇒計画書 11「地域と連携した魅力ある施設づくり」参照）



公園倶楽部による竹林整備

●地元の歴史に触れるイベント

地域の伝統行事の開催支援や、口ごろの地域住民との繋がりの中から発見した地元の風習、文化を掘り起こし磨き上げイベントとして次世代に継承します。

- ・かつての柳谷の集落で行われていたどんど焼きを公園のイベントとして実施
- ・園内にある古くからの神輿道を継承し、通路や休憩場所の提供などにより「浜降祭」に協力
- ・園内や周辺道の道祖神・貝塚・文化遺産などを巡る歴史発見ウォークを開催



浜降祭

【継続】発見した石仏のホームページ紹介

平成29年度に市内でも最古とされる石仏を伝統的里山区域内で発見し、市文化資料館（現在、市博物館）に石仏の取扱いの下、来園者の目に触れる場所に移設しました。令和4年度に現地確認、市博物館等と相談しながら石仏・石塔の位置と説明等を付けたマップをホームページ上で紹介できるよう取組みます。



住民とともに発見した石仏

●YNU 神奈川の美しい広葉樹林50選スタンプラリーの実施

本公園は、横浜国立大学が実施した、県内の美しい広葉樹林を紹介する「神奈川の美しい広葉樹林50選」に選定されています。そこで、同大学と協働で「YNU 神奈川の美しい広葉樹林50選」スタンプラリーを実施し、県内の広葉樹林の保全再生や機能活用への県民理解の促進、ウィズコロナ・ポストコロナ下での県民の健康増進に寄与します。

- ・協力内容：スタンプラリー台の場所の提供・実施時期：令和4年4月初旬～
- ・実施場所：パークセンター内多目的ホール

(イ) いきいきと交流できる場の提供

茅ヶ崎北部地区で高齢化が進む中、健康づくりや地域のつながりづくりは地域住民にとって重要です。私たちは、神奈川県「かながわ未病改善宣言」及び「ともに生きる社会かながわ憲章」に賛同し、県民がいきいきと健康づくりや交流できる場を提供します。

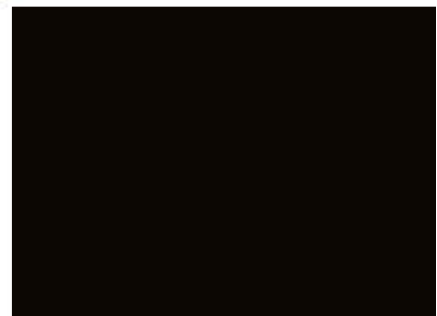
●キッチンルームを備えた「里の家」の活用

無料で利用できるキッチンルームは収穫した農作物の調理やイベント利用が可能です。既存のイベント利用を継続するとともに、新規利用を促すため施設の広報や活用事例の紹介に取り組みます。

- ・平成24年度から継続しており人気が高いソーラークッキングと、ソーラークッカーの展示を実施
- ・ソバ打ちを行うグループなど、市民団体等へのキッチンルームの無料貸し出しを実施（利用を広げるため、公園パンフレットや公園ホームページにおいて紹介し利用を呼びかける）



夏休みラジオ体操



里の家キッチンルーム貸し出し
(ソバ打ちを楽しむ団体)

【継続】1日レストランの事業者候補のリサーチ

- ・キッチンルーム利用者や料理教室参加者が主体となった、イベント型レストランの開催にあたり、このレストランで料理教室の体験をしたい、食事をしたいと来園者が思える集客力のある事業者候補のリサーチを進める。

●ホール・会議室のある「パークセンター」の活用

パークセンターのホール・会議室は、日常的には来園者の休憩や活動の場として活用する他、屋内イベントの開催や展示会場として活用します。

- ・公園内には飲食施設がないため、茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会が地産地消をテーマに食事を提供する「キッチンさとやま」（計画書5（1）参照）を運営
- ・貸会議室として、各種体験教室の開催場所として、公園ホームページ等において広く利用者を募集
- ・現在、実施している [] （計画書11（3）参照）のようなコンサートや展示会の開催を公園ホームページや文化会館、大学、ギャラリーへのチラシ配布等を通して呼びかけ

●公園から始まる健康づくり・仲間づくりの支援

利用者の健康づくり、仲間づくりに貢献するイベント等の開催を支援します。

(ウ) 地域とともにいきいき里山 (連携イベントの開催)

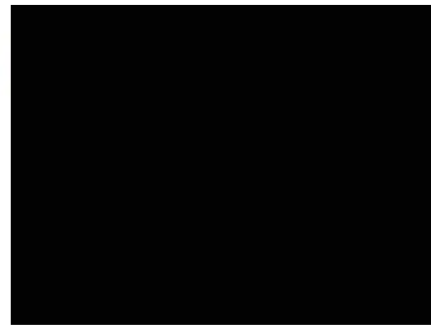
【継続】本公園を活用した大規模イベントの開催や、景観づくり、本公園の周辺を巡るウォーキングイベントなど、様々な取組を地域とともに実施し、茅ヶ崎北部地区の魅力を伝えます。

新たな連携先とともに、令和4年度にスタートした里の家マルシェの定期的な開催を進めます！

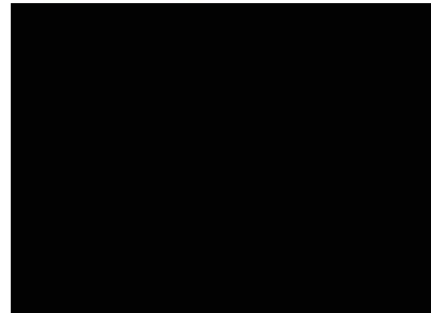
● 地域を代表するイベントの開催・支援

市民団体等との連携により開催する公園まつりの他、市や観光協会が主催する大型イベントに協力し、公園の利用を促進します。

- ・茅ヶ崎ジャンボリー(茅ヶ崎市観光協会)、ちがさきレインボーフェスティバル(茅ヶ崎市、ちがさきレインボーフェスティバル実行委員会)、畜産まつり(茅ヶ崎市)等の茅ヶ崎北部地区を代表するイベントの開催に協力
- ・小出七福神巡り()、里山ウォーキング()、小出川彼岸花まつり()など公園周辺地域との連携イベント開催を支援
- ・小出川彼岸花まつりは茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の2市1町の団体が開催するもので、9月中旬の開花期には、多くの方が訪れることから、畑の村に彼岸花の植栽を進めるほか、パークセンターから里の家までのシャトルバスを運行



ちがさきレインボーフェスティバル
(茅ヶ崎市主催)



彼岸花まつりシャトルバス運行

【継続】公園まつりの充実

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会や茅ヶ崎里山公園倶楽部との協働により開催する公園まつりは、協議会や倶楽部の人員不足等によりプログラムの規模縮小が課題となってきました。このため、平成30年秋のまつりから、バンまつり、フリーマーケットを取り入れ、大学や福祉団体などにも参加の呼び掛けをして内容の充実を図りました。

今後、これらの新たな参加を強化し、まつりの内容の充実を図ります。



里山フリーマーケット
(公園まつり)

【継続】新たな賑わいの市「里の家マルシェ」定期的な開催

未来に向けた地域連携の第一歩として、茅ヶ崎北部地区の活性化を担う新しい人材の輪を拓けるよう取り組みます。若い世代にも興味を持っていただけるよう、子育てイベント、音楽会、キッチンカーなどを取り入れ、多くの人が集まり、交流しながら地域を活性化させるイベントに育てます。



●閑散期も「いきいき里山」とする取組

本公園は、行楽シーズンには家族やグループでの利用、教育機関の遠足等により、平日休日とも利用が多い状況ですが、夏と冬には利用が減少します。また教育機関は、利用促進区域の利用に留まることが多いため、公園北部の近代的里山区域の平日利用につながる取組を検討します。

■閑散期対策と多様なエリアの利用促進策

テーマ	具体的提案
里山 DAY・CAMP & BBQ の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関が利用しやすいプランを検討します ・BBQ 場に新たにセルフサービス型のデイキャンプメニューを設ける等、利用者拡大を図るプラン実現に向けを検討します
湘南花の里づくり	⇒計画書3「施設の維持管理」参照 <ul style="list-style-type: none"> ・冬季閑散期に散策等で楽しめる花畑づくり（近隣神社の初詣時期に開花調整した干支花壇（早咲きナノハナ）、ニホンスイセンの群生等）
湿地状態の草地を 湿潤地化「畑の村 湿地」	<ul style="list-style-type: none"> ・保全エリアの湿地は園路から奥まっております、小さな子供では観察しにくいこともあるため、近代的里山区域の利用のない湿潤地を保全し、教育機関等が環境学習できる湿地として令和4年度より活用
各拠点施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援バザーや体験教室会を開催 ・コンサートや音楽会を開催 ・令和4年度より各拠点施設を活用したアート展等の開催

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 事業の実施方針

利用者ニーズを的確に把握して利用者サービスの向上を図るとともに、効率的な運営によりできる限り収益をあげ、県の効率的な行政運営に貢献します。

イ 事業の実施内容

（ア）有料駐車場

利便性の向上、渋滞混雑緩和などにより快適に來場いただくことに努めます。その上で、東・西駐車場は有料、北駐車場は無料で運営するとともに、各種カード決済やICカード、高額紙幣での支払いが可能な精算機を設置し、快適に利用いただける環境づくりを行います。

実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ代表が統括し運営 ・東・西駐車場は機械化し、出入庫管理や精算等は委託 ・グループ代表は委託事業者の統括として指導監督を行うとともに、場内清掃や繁忙期の誘導等の現場対応を実施
業務委託内容	売上金収納管理、釣銭補充、機械の点検・修繕、職員不在時の機械による減免対応等
指導監督方法	日々の売上報告、機械の点検状況等について監督し、必要に応じて指導

（イ）自動販売機

利用者サービスの向上や夏期の熱中症対策のため、利用の多いエリアを中心に自動販売機を設置するとともに、災害時にも活用できる機種を用います。

●販売品目及び台数

- ・飲料(12台)、アイスクリーム(3台) ※収支計画書は飲料13台、クッキー2台計上

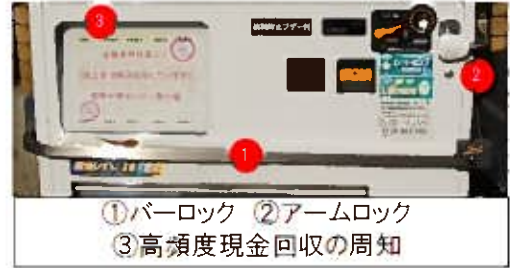
【継続】親子連れ、子育て利用へ配慮した自販機の設置時期の検討

家族連れや子育て世代の利用者が多いため、地域で人気の湘南クッキー自動販売機の導入に向け、設置候補場所の現状も踏まえ、設置時期の検討を行います。

●**事故防止対策**

<防犯システム>次の防犯対策を講じます。

- ・現金盗難防止のための各種ロックを設置
- ・高頻度の現金回収の周知
- ・防犯カメラ（ダミーを含む）や警報器の設置
- ・地元警察との連携（情報共有、迅速な通報（被害届）、重点パトロールの依頼等）



<転倒防止>地震等による転倒防止のため、

JIS規格『自動販売機の据付基準』に応じた据付方法で固定します。

●**各種機能**

今後も継続して、災害支援ベンダー（大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を利用者に無償提供）、バリアフリー対応（車いすでも購入しやすい機種）とします。また、自販機横に設置するゴミ箱はリサイクル対応のものとし、取組について看板等でPRします（県の「プラごみゼロ宣言」に賛同した取組）。

●**福祉団体支援の取組**

各自動販売機には、ペットボトルキャップ回収ボックスを設置し、NPO 法人エコキャップ推進協会に回収を依頼します。

実施体制	専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
業務委託内容	商品補充、品質管理、容器回収、売上金収納管理、釣銭補充、機器修繕、事件や事故発生時(機器破損等)の対応
指導監督方法	販売品目、防犯対策、省エネ、月次売上報告、機器の点検状況等について監督し、必要に応じて指導
委託業者選定方法	神奈川県内企業の応援として、湘南クッキーの販売は個別契約

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

ア 広報、PR 活動の実施内容

本公園の魅力（公園施設や遊具、BBQ 場、里山景観、湘南花の里、イベント等）を幅広い広報媒体を活用し発信します。さらに、子育て世代や学生向けには SNS、高齢者向けには新聞やタウンニュースなどの紙媒体というように、ターゲットが明確なものについては、より適した媒体に力をいれて発信するなど、メリハリをつけて取り組みます。



里山公園まつりのポスター

●**主に地域住民に向けた広報**

広報紙やフリーペーパー、教育機関などはあらゆる年代に向けた広報として有効です。特に配布地域が限られることで、より地元に着した情報発信に用います。

■紙媒体・地域密着型の広報

- 【公共機関の広報誌】 県のたより、広報ちがさき、広報寒川、広報あやせ
- 【フリーペーパー・情報誌】 タウンニュース、情報誌ほど など
- 【近隣施設等へのポスター掲示やチラシ配架依頼】 公共施設、回覧板、商業施設、宿泊施設等
- 【教育機関や福祉施設等への情報提供】 チラシやポスター掲示依頼

【継続】公園だよりの発行（令和4年度よりホームページ画面に追加）

公園の利用に関する情報や、楽しみ方等をより多くの方に伝えるため、「公園だより」（デジタル版）を年2回発行します。

●デジタル媒体による広域的・タイムリーな情報発信

Facebook や Twitter、ブログを掲載し、日々の出来事や四季折々の情報を発信します。茅ヶ崎市や観光協会、商工会議所など、関係団体と連携し様々なイベント情報を収集し、公園に関わりのあるものについてはHPやSNS上でのPRに努めるなど、関係機関の活動についても周知を図り、茅ヶ崎北部地区の活性化を支援します。

公園ホームページは探している情報が分かりやすいように、BBQ 予約、公園倶楽部の活動内容など頻繁に見られる情報を大きく示します。



茅ヶ崎里山公園倶楽部の活動紹介ホームページ

【継続】公園ホームページのリニューアル

令和4年度は、調整池の機能紹介など防災拠点としての情報を追加しましたが、利用者が欲しい情報を探しやすくなるよう引き続き検討します。

■デジタル媒体による広報

【公園のホームページ】SNS (Twitter・Facebook等) を活用し、きめ細やかな情報を掲載
【情報サイトの活用】観光協会等のサイトに公園情報を掲載

今後もSNS等を活用し、里山公園の美しい風景の周知に取り組みます。

●広域利用者への情報発信

主要なイベントの際にはOBSのグループ会社への働きかけ等により、多くの利用者が目にする公共交通施設やパーキングエリア等に、チラシ陳列やポスター掲示依頼、テレビやラジオなどのマスコミへの情報リリースを行い、広域の利用者に対しても当公園の取組や魅力を紹介できるよう検討いたします。

■紙媒体・地域密着型の広報

【公共交通機関へポスター・中吊り広告等掲示依頼】

JR茅ヶ崎駅(香川・寒川含む)、小田急湘南台駅、神奈川中央交通バス、

小田急沿線の情報誌「ODAKYU VOICE」等

【パーキングエリア等にチラシ配架依頼(公園紹介やイベント、花やBBQ情報等)】国央道

【マスコミへの情報提供】テレビ、ラジオ、新聞に情報提供

イ 公園利用者数の目標値

「人と自然がつながる、いきいき里山公園」を实践し、積極的な広報により、公園利用者数を、令和元年度実績394千人から、茅ヶ崎市の人口推移(平成27年から令和3年1月で約1.2%増)を鑑み、今後5年間で1.5%増の399千人を目指します。

■各年度の公園利用者数目標

(千人)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
394	395	396	397	399

計画書5「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

自主事業は、利用者サービス及び公園の価値向上を図ることを主な目的に実施します。収益については、公益財団法人として、緑の普及や公園の魅力向上等の公益事業の財源とします。

私たちはこれまで、本公園の利用者の利便性を高め、サービス向上を図るため、県の管理許可等を受け、バーベキュー場、軽食堂を運営してきました。

特に「キッチンさとやま（軽食堂）」は、食べるものが欲しいとの利用者の要望をうけ、地域の団体と協働で運営しています。今後とも、これら自主事業については利用者のニーズを的確に把握し、ニーズに沿った運営を行います。

なお、各事業は、近隣施設などの運営状況を踏まえ検討を進め、藤沢土木事務所の許可等を得て実施します。



里山 BBQの様子

ア 里山 DAY・CAMP&BBQ の運営

近代的里山区域のおこじゅう広場では、公園北部地域の活性化及び夏季閑散期の対策として平成26年度より BBQ 場を運営しています。新たにデイキャンプメニューの実施に向けた検討を行う等、利用者の拡大に向け取り組みます。

手ぶらコースで提供する食材は、地元産や国内産の食材を中心とします。

期間	3月（土日祝のみ）～11月末日
休業日	火水木金曜日（ただしゴールデンウィークとお盆期間中は毎日営業）
時間	2部制 1部 10：00～12：30 2部 13：30～16：00
受付方法	インターネットによる委託
利用料金	手ぶらコース：テーブル当り 3350円（税込）、食材1人1738円（税込）～ 持込みコース：テーブル当り 4200円（税込）
コース	団体コース、スクールプラン、手ぶらコース、持込みコース
その他	里の家受付において、地場野菜、福祉施設製作品等の販売を予定

●運営体制

運営は専門業者へ一部業務委託しますが、業者を指導監督し、利用者へのサービス向上に努めます。また、食品衛生責任者の配置や所管保健所の営業許可等、食品衛生法を遵守し、安全な食品を提供します。営業中に大規模災害が発生した場合には、BBQ場運営スタッフも災害対応に協力します。

●委託業者の選定方法

今までの実績を考慮し、県内に事業所を置く現業者に業務委託します。

委託の際は暴力団排除条例やコンプライアンスを重視するとともに、接遇や身体障害者手帳等をお持ちの方への適切な対応等を推進します。

イ 売店・レストラン・キッチンカー等

(ア) 軽食堂「キッチンさとやま」

利用促進区域のパークセンター多目的ホールにおいて、茅ヶ崎里山公園地域連絡協

議会との協働による軽食堂「キッチンさとやま」を運営します。地産地消をテーマに地元野菜を活用し、子育て支援も兼ね、誰もが気軽に食べられるように低価格に抑えるよう工夫して運営します。

期間	水・土・日曜日及び祝日（閑散期は水曜日休業）
時間	11：00～15：00
メニュー	コーヒー等、菓子類、カレー、うどん、定食
料金	200円～500円



キッチンさとやま

●運営体制

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会（ボランティア）と協働で運営します。

（イ）キッチンカー

公園利用者のサービス向上のため、新しい生活様式（新型コロナウイルス）、飲食店支援の両面に対応したキッチンカーの導入を、県と協議のうえ、積極的に進めます。

茅ヶ崎市 ●運営体制

- ・地元商工会や観光協会、地元企業を優先的に活用します。
- ・的屋等、反社会的勢力対策として「県立都市公園等における催事等の出店規約」を定めています。

■運営にあたっての安全衛生管理（共通）

- ・食中毒や食品衛生法違反を起こさないように、食品衛生上の管理運営を徹底します。
- ・食品衛生責任者を配置するとともに、保健所の許可、消防署への届出等を適切に実施します。

■大規模災害時の対応（共通）

- ・大規模災害に備えて、募集要項に災害時対応について定め、発災時には運営スタッフも公園スタッフと協働で災害対応を行います。

（ウ）管理事務所等での物販

グループ代表が企画した「花とみどりのフォトコンテスト入賞作品カレンダー」、公園にちなんだオリジナルポストカード、公園の竹で作った竹炭などお土産の販売を行います。この他、利用者から要望の多い滑り台用のそりを販売します。

福祉団体の支援としてマスクなどの製作物の販売の検討を行います。

計画書6「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定

駐車場、自動販売機の料金設定及び減免については、民間も含めた同様の施設、近隣施設などの料金や減免方策も考慮した上で、公の施設として相応の料金を設定を検討し、事業実施にあたっては、藤沢土木事務所の許可等を得て実施します。

ア 駐車場

東・西駐車場は有料、利用者が限られる北駐車場は無料で運営します。

		東駐車場	西駐車場	北駐車場
利用時間	通常期	8:30~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	夏季(7/15~8/31)	8:30~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
駐車台数	普通車(障害者用)	42台(なし)	260台(2台)	99台(2台)
	大型車	なし	10台	なし
料金	平日	普通車 200円/回	普通車 200円/回 大型車 610円/回	無料
	土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)	普通車 410円/回	普通車 410円/回 大型車 1220円/回	
減免対象	(2) 減免の考え方参照			
県の施策協力	緑化協力金実施要綱に基づき、協力金を寄付			
サービス設定	誤進入等に配慮し、入庫時間から15分間の無料時間を設定			

※次の駐車場は、身体障害者手帳をお持ちの方等料金免除対象者の駐車場として適正に管理します。

【里の家】2台 【谷の家】1台
【パークセンター裏駐車場】3台 その他関係者用3台

イ 自動販売機

自動販売機については、専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託し、販売品目や防犯対策、省エネ等について適切に指導します。

品目	飲料(12台)、アイスクリーム(3台) ※収支計画書は飲料13台、クッキー2台計上
販売価格	飲料 110円~220円程度(缶、ペットボトル等) アイス 140円~200円程度

(2) 減免の考え方

ア 駐車場

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を展開する社会福祉法人等非営利団体が事業のために公園を利用する場合
- (2) 義務教育諸学校、高等学校、幼稚園及び保育所の児童又は生徒が、学校の教育活動として公園を利用する場合
- (3) 地域的な市民の組織が公共的目的で社会活動、体育活動を公園で行うため利用する場合
- (4) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、公園を利用する場合
- (6) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合

5割免除の対象

電気自動車で駐車場を利用する場合で、神奈川県産業労働局産業部エネルギー課が発行する『神奈川県EV・FCV認定カード』を提示した場合。ただし、神奈川県が『EVイニシアティブかながわ』を推進する期間に限る

イ 自動販売機

減免はありません。ただし、大規模災害発生時に、公園職員判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書7「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

ア 基本的な接客や利用者との対話の考え方

子どもから高齢者、身体障害者手帳等を持ちの方、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけよう、スタッフ全員が以下に掲げるおもてなし五箇条を理解・実践し、利用者との双方向コミュニケーションを重視したホスピタリティ溢れる接客をします。グループ代表が公園の管理運営で培った接客ノウハウに加え、OBSが施設管理で培ったノウハウを導入し、接客対応向上に努めます。



スタッフが着用する
ユニフォーム

本公園は、利用促進区域・伝統的里山区域・近代的里山区域と3つの区域ごとに雰囲気や利用層が異なっています。朝礼や引継ぎ等により、日々の園内情報（自然や見どころ情報・利用制限・交通案内・周辺地域情報など）を共有し、さまざまな利用をサポートします。このように誰もがふるさとを感じられる親切・丁寧な対応により、公園利用者に「この公園をまた利用したい」と思われる接客を目指します。

おもてなし五箇条

- 【笑顔】常に明るく笑顔で対応します。
- 【挨拶】お客様に積極的に挨拶をします。
- 【身だしなみ】ユニフォームを着用し、名札を見やすい位置につけ、お客様に声をかけていただきやすいよう、身だしなみを清潔に保ちます。
- 【誠実】問合わせや苦情には、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応します。
- 【改善】お客様との対話を通じて利用者ニーズを把握し、サービス向上につなげます。

イ 接客や利用者との対話の具体的な取組

【継続】 [] の見直し

令和4年7月に本公園の []

[] 事項を記載した [] を作成し、職員の携帯を始めました。今後も機会を捉えて見直しを行います。

● 窓口での対応

- ・各区域の拠点ごと、利用ニーズに沿った案内を行います。職員間で共有している情報をプラスアルファな情報として利用者に伝え、利用者満足度向上に努めます。

施設名	主な利用層	具合的な対応内容
パークセンター（利用促進区域）	親子連れ、福祉施設、学校等の遠足、会議室利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の総合受付案内所として、様々な窓口での利用相談、電話や問合せメール等対応 ・団体受付、利用調整、会議室利用受付 ・駐車場減免利用対応、授乳室貸出し ・迷子保護、急病人対応、苦情要望対応 等
谷の家（伝統的里山区域）	自然観察、写真撮影、茅ヶ崎里山公園倶楽部	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎里山公園倶楽部の活動支援、自然観察者等対応 ・当該施設案内、かまど等利用受付
里の家（近代的里山区域）	地域散策、里の家利用者、BBQ利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域散策案内（小出川の彼岸花等）、BBQ利用者対応 ・当該施設案内、キッチンルーム利用受付 ・隣接農地や住民対応
共通事項	-	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生や地域障がい者の見守り、声掛け

●遺失物や拾得物の適切な取扱い

遺失物・拾得物の管理はパークセンターが一括して行い、管理台帳によりスタッフ間で情報を共有し、「施設占有者のしおり（神奈川県警察本部）」に則り適切に処理します。

●ユニバーサルなサービスの提供

子どもから高齢者、身体障害者手帳等をお持ちの方、外国人等、誰もが安全・安心・快適に公園を利用していただけるユニバーサルなサービス[※]を提供します。※詳細は計画書7(3)に記載

ウ 公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

すべての利用者が公平・公正に気持ちよく公園を利用していただけるよう、条例や規則に違反している場合や危険な行為、他の利用者の迷惑となる行為等はもとより、近年需要が高いドローンの使用なども禁止しています。

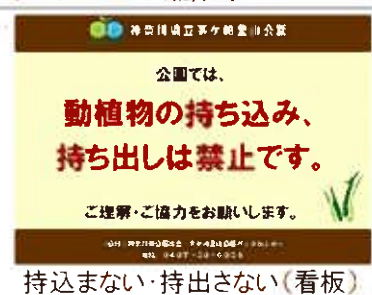
また、利用者相互の安全確保として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためのルール[※]を策定しました。※詳細は計画書9(2)に記載

○利用ルールの主な項目

項目	主な指導内容	
利用マナーの向上	県都市公園条例	ごみ捨て、火気の使用・火遊び、車・自転車等の乗入れ、破壊行為、立入禁止区域への侵入、木竹や植物の採取
	その他条例等	ドローンの使用等（航空法：園の一部が飛行禁止区域）、犬のノーリード（県動物の愛護及び管理に関する条例）、動植物等を持込まない・持出さない（外来生物法：外来種被害予防三原則）
	公園独自	他の利用者に危険が及ぶ行為：車輪のついている遊具類（ストライダー・スケートボード等）、硬球やバットを使った野球、テニス等の球技、ラジコン（ドローン含む）等、保全エリア内のマラソン
施設の適正な利用方法	遊具：利用年齢・利用時間等、キッチンルーム：利用年齢	
受動喫煙に関するルール	健康増進法及び神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例に基づいた屋外での配慮及び特定の施設における禁煙	
感染症対策	マスク着用、消毒の徹底、ソーシャルディスタンスの確保等	

【実績】里山環境保全「持込まない・持出さない」

本公園の里山保全エリア（伝統的里山区域）では里山環境保全を行っています。県が示す茅ヶ崎里山公園利用・整備・管理の方針に基づき、外来生物被害の防止や在来生物の保全を目的に、利用ルールを定めて、動植物の持ち出しを禁止しています。



●利用ルールの周知等

これらの利用ルールはピクトグラムを用いるなどの工夫をしながら、園内看板、ホームページ、パンフレット等で広く周知します。対面でルールを説明する際は、複数での対応を基本とし、相手の立場、気持ちに配慮して対応します。

エ マニュアルの整備や研修によるスキルの向上

ホスピタリティ溢れる接客をするため、接客マニュアルの整備と研修を行います。

●接客マニュアルの整備

言葉づかいから身だしなみ、電話対応、クレーム対応まで、接客対応に必要な内容が網羅された接客マニュアルをグループ代表本部で整備しています。

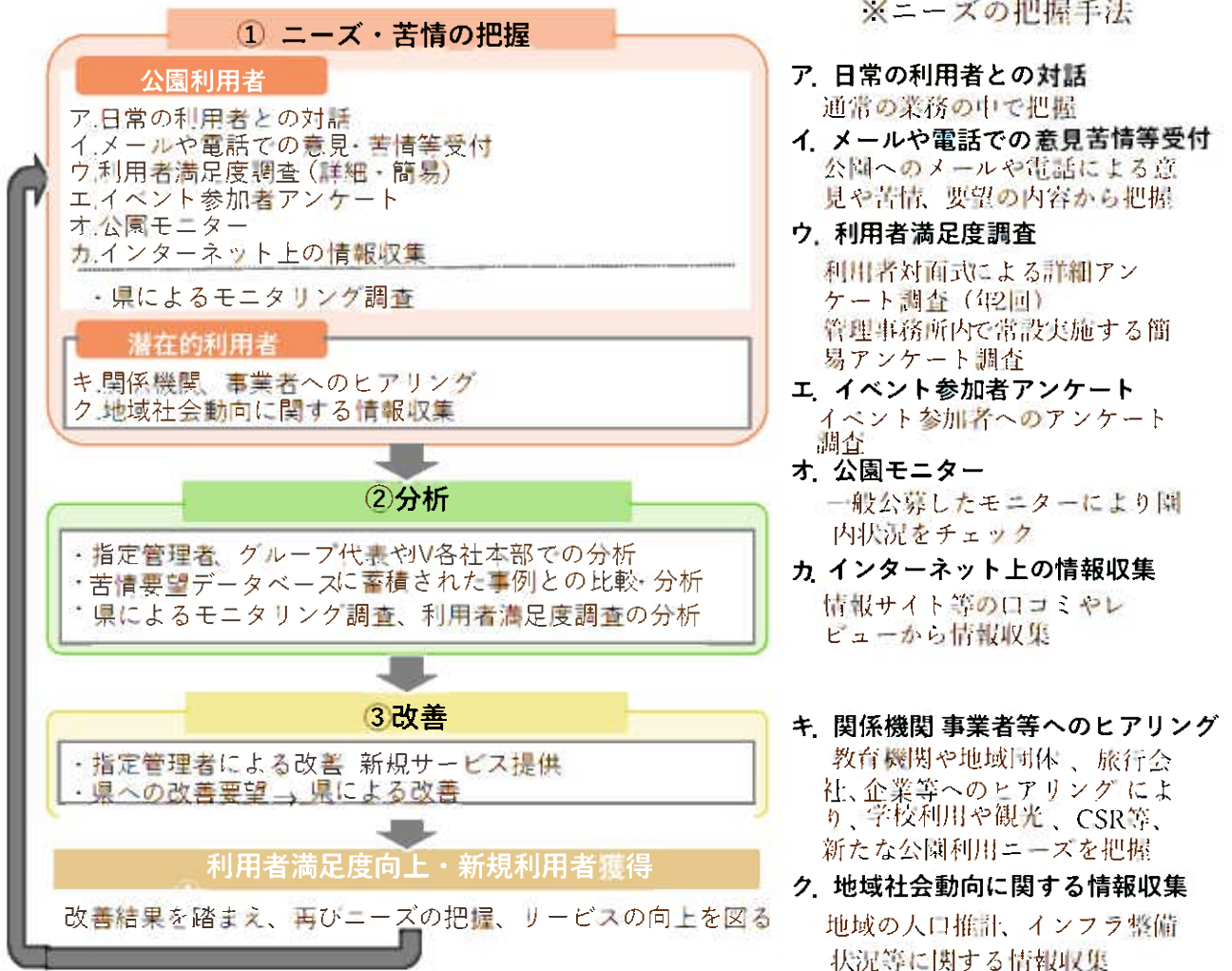
● 研修の実施

(2) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

ア 利用者ニーズの把握と反映の仕組み

公園を利用されている利用者のみならず、これから公園を利用する可能性のある潜在的利用者を含め、「①ニーズや苦情を的確に把握」「②分析」のうえ、「③運営を改善」することで、「④利用者満足度の向上、新規利用者の獲得」を図ります。

※ニーズの把握手法



● 苦情・要望データベースの構築

グループ代表では、専用のデータベースソフトを用いて、グループ代表が管理する公園の苦情や要望等の対応事例を蓄積しています。対応事例をニーズの分析に活用するとともに、事例を蓄積していき、全公園の対応力向上を図ります。

【実績】利用者ニーズをふまえた運営改善の具体例

公園まつりプログラムの拡充	公園まつりで実施しているアンケートで、「食べ物が少ない」「フリーマーケットが欲しい」などの要望が続いていたため、出店やプログラムの拡充を図り、来園者に好評でした。
保全部会と連携した畑の村湿地の湿潤地化	保全部会の参加団体から、近代的里山区域の草地として管理している湿地を湿潤地化し、観察会等に活用したいとの提案があり、公園と保全部会が協働で湿潤地化。モクズガニ等が見られるなど、生物の多様化につながりました。
パイオトイレ施設時間の変更	生活道路となっている市道沿いにあるパイオトイレが夜間怖いとの声が地域住民から寄せられたため、防犯を目的に冬季の施設時間を早めました。

(3) 外国人、身体障害者手帳等をお持ちの方、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

外国の方への多言語での対応に努めるほか、「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、障害者差別解消法に基づく障がい者への合理的配慮、高齢者への配慮、子育て世代が安全・快適に利用できる環境を整え、ユニバーサルな対応を推進します。バリアフリー対応の状況やユニバーサルな対応の内容はホームページやパンフレット、園内看板等で情報提供します。

また、公園利用者や外部の専門家との対話や意見聴取の機会を積極的に設け、常にサービスの改善に努めます。

ア 外国人利用者への対応

次の取組により、外国人にとってわかりやすく、快適・安全な利用環境を提供するとともに、XXXXXXXXXXと連携した外国人モニターのチェックにより、利用環境の向上に努めます。



【利用案内】 JIS規格に準じたピクトグラムによる案内を自主財源で設置／翻訳機器や翻訳アプリの導入／英語コミュニケーションボードの設置／XXXXXXXXXXを参考に「やさしい日本語」を用いた各種案内の導入

【安全確保】 作業時の看板や立入禁止区域の多言語表記と「やさしい日本語」表記

イ 身体障害者手帳等をお持ちの方への対応

合理的配慮により、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその家族、支援者、介助者等が利用しやすいサービスを提供し、心のバリアフリーを念頭においた利用者対応に努めます。

ウ 高齢者への対応

本公園の利用促進区域は、広がりのある緩やかな地形で舗装面が多いこともあり、近隣の高齢者福祉施設の来園が多いため、車の乗降場所の配慮など高齢者が利用しやすい環境を整えます。

車いすの貸出／リピーター団体の減免申請簡素化／認知症サポーター養成講座を受講した職員による対応／パークセンターでの老眼鏡、ルーペの貸出

エ 子育て世代への対応

大型遊具のある利用促進区域を中心に親子連れが多く見られます。昨今では、BBQ場にも小さな子供を連れての利用が多くみられるようになりました。誰もが楽しめる公園として、子ども用便座の貸出等により子育て支援策を充実します。

里の家に授乳スペース・おむつ交換台の設置／子ども用便座の貸出／小便器へ男児用の踏み台の設置／離乳食用電子レンジ設置／掲示物へのルビ振り

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例の制定を受け、グループ代表本部において [REDACTED] [REDACTED] 職員を窓口配置するほか、コミュニケーションボードの活用や筆談や大きな声で対応する用意ができていることを示す「耳マーク」をパークセンターに掲示します。手話を使いやすい環境をつくるため、 [REDACTED] [REDACTED]。

手話の使用環境、聴覚に制約を抱える者の利用環境向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ [REDACTED] 職員による対応 ・ コミュニケーションツール（コミュニケーションボード）を設置 ・ 電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX等）
---------------------------	---

提案内容の実現に向けたバックアップ体制

●本部のバックアップ体制

グループ代表本部では、接遇対応や手話の普及等を推進する担当部署を設けており、各種研修の実施体制を整えています。

●公益事業としての予算の充当

ピクトグラムを設置や点字パンフレット、4か国語対応のホームページ導入等にあたり、指定管理料のほか、グループ代表の公益事業の独自財源「SDGs推進事業積立資産」も充当して予算を確保します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

日常の事故防止においては、想定されるリスクを事前に管理し、リスクの発生による損失を回避し、不利益を最小限におさえる「リスクマネジメント」の考え方を取り入れ、リスク抽出、分析・対策立案、実行、再評価により事故の未然防止を図ります。

リスク抽出	リスク分析・対策	業務への反映と研修
業務上のリスク洗い出し 利用者・職員の視点の採用 過去の事故、ヒヤリハット 履歴確認	緊急度に応じたリスク分析 急を要す事案への即時対応 長期的な対応への暫定措置、県協議	対応結果のハザードマップへの反映 事故・不祥事防止会議、ミーティング リスクマネジメント研修による意識向上

事故防止の観点から見た本公園の特性	
南北に長い地形で、公園の中に市道が通っている	・樹林の中を市道が通っているため倒木や除草時の飛散物に注意 ・市道沿いにあるバイオトイレの夜間防犯対策
土砂崩れ等への対応	・森の村東側低地の民家との境界に土砂崩れがしやすい場所がある
大型遊具や中ノ谷池など子供が集まる施設への対応	・雲のトランポリンなど利用が集中する大型遊具がある ・中ノ谷池（上部池を含む）は子供が裸足で遊んでいることがある
夜間に若者等が集まりやすい施設	・エントランス広場や西駐車場の舗装された広い空間など、若者等が夜間にたむろしやすい場所がある
施設の老朽化や樹木の老木化への対応	・樹林の老齢高木化や施設（一部遊具やパークセンター内設備等）の老朽化

●本公園におけるリスク分析と対策例

リスク対策	リスクの事象例	具体的な対策例
回避	倒木による人身被害 荒天時の作業事故 火災の発生	枯損木の早期発見と除去 荒天時の危険作業中止 強風時等の火の使用禁止
低減	夜間の悪戯や犯罪 刈払いによる飛散物 遊具によるケガ	施設施設錠や夜間警備の実施、警察へのパトロール依頼 飛散防止具の使用、飛散リスクの低い器具使用 毎日のきめ細かい使用準備
移転	専門知識を有する施設の不備 高所作業に伴う事故	専門業者への委託

ア 事故防止の体制

園長を危機管理責任者とした園内体制及びグループ代表本部の支援体制を確立するとともに、関係機関や地域と連携した体制強化、情報共有、巡視の徹底等により事故の未然防止を図ります。

●事故不祥事防止会議

グループ代表本部及び各園長等で構成し、過去の公園管理ノウハウと事故やヒヤリハット事例をもとに事故情報の共有と再発防止策を検討・実施します。（原則月1回）

●全体会議・拠点施設会議・交代制安全リーダー（作業前安全ミーティング）

原則月1回全体会議を開催し、各月の行事予定や作業計画、注意が必要な事象など園内の様々な情報や、他公園での事故事例の共有等を行うほか、拠点施設ごとにミーティングを行い、課題抽出をしています。そのほか管理班では、交代制安全リーダーによる作業前ミーティングを行うことで安全意識の向上と安全知識のOJTに取り組んでいます。

夜間・
年末年始
の体制

- ・ 夜間（夏休み期間及び連休等）、年末年始は警備員が常駐し園内巡視
- ・ 緊急事態が発生した場合、緊急連絡網に基づき、園長または副園長等が連絡を受け急行
- ・ 特に年末年始は公園職員やグループ代表本部職員も当番制により待機

イ 具体的な事故防止の取組

(ア) 施設別の安全対策

日頃の巡視点検を安全管理の基本ととらえ、点検と連動した速やかな安全対策を行います。


“慣れ”と“見落とし”を防ぐ工夫：園内を大きく 3 つの巡視点検コースに分け、毎日異なる職員による巡視や逆回りの巡視など、普段の点検の慣れと見落としを防ぎます。
 「全園一斉施設点検パトロール」：グループ代表の公園管理運営士資格を有する職員による施設点検を行い（年 1 回）、結果を公園職員と共有し改善策を検討、実行します。

主な施設	安全管理のための具体策
中ノ谷池	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] に注視して巡視 ・ [] に注意した清掃の実施
調整池 （東・北駐車場、中ノ谷池、芹沢の池）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板や WEB サイトにより「調整池」の機能があることを周知 ・ 大雨が予想される場合及び水が溜まっているときの立入禁止措置 ・ 排水溝等の浚渫
森の村東側低地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨等により民家への被害がないよう、[] 及び同地への立入り制限、公園境界地の [] 点検
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフによる毎日の目視と毎月のチェックリスト点検、専門業者による年 1 回の定期点検を実施し、点検や修繕の記録は履歴書を作成し更新 ・ 異常時は利用を中止し専門業者に精密点検や修理を依頼 ・ 安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置 ・ [] けが防止のため、[]
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリコプター離着陸時には関係機関と連携し、緊急車両の誘導、園内利用者への周知・誘導・保護
パークセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺デッキの腐食、不陸、[] 点検 ・ []

谷の家	・かまど、ピザ窯、炭焼き小屋などがあるため、火元周辺の整理整頓、利用団体等への消火確認の徹底
里の家	・キッチンルーム、BBQ場があるため火元周辺の整理整頓、利用団体等への消火確認の徹底
屋外トイレ	・市道に近接したみんなのトイレ及びバイオトイレの施錠（犯罪防止）
駐車場	・利用時間以外の施錠徹底
樹林地・植栽樹木	・ XXXXXXXXXX 等の枯損木や掛枝の点検・スズメバチや毛虫など人的な危険がある害虫発生点検、駆除
園路・階段・広場	・園路広場の不陸、陥没、段差の有無、木柵、ベンチの腐食等点検 ・ XXXXXXXXXX などを重点的に点検
その他	・ XXXXXXXXXX 、犯罪や悪戯等の早期発見

(イ) 日常作業の安全確保

● 来園者に対する安全確保

作業時間や場所の配慮	XXXXXXXXXX	 <p>ロータリー式刈払機</p>
作業エリアの確保	・明るい時間帯での作業エリア安全確認、安全性の高い刈払機の使用徹底、小石の飛散等が起きる可能性のある機械作業にあたっては、来園者が作業エリアに立ち入らないように立入禁止措置	
来園者への周知	・作業場所、作業内容等を看板等で来園者に事前周知	
農業使用の軽減と適正使用	・農業の使用は、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」、「病虫害雑草防除基準」に基づき安全管理のもとで実施	
データベース化	・類似事故防止のため事故情報データベース化による施設間の情報共有	

● 作業員の安全確保

作業前：道具・体調のチェック、計画の作成・共有

- ・体調や作業内容、適切な服装や保護具の確認、視覚環境の確認（明るさ・見通し）
- ・熱中症防止のため、熱中症指数計の携行や、暑さ指数（WBGT）を加味した作業計画の作成、水分補給、空調作業服導入の促進

作業中：確実な保護具着用、周辺安全確認

- ・労働安全衛生法に基づく適切な保護具（保護メガネ、安全靴、プロテクター）の着用
- ・スズメバチ対策（トラップ設置、ポイズンリムーバー、駆除スプレーの携帯、スズメバチのアレルギー検査の受診等）の実施

作業後：ふりかえり、次回への反映

- ・ヒヤリハットの確認と次回作業への反映、適切な現場の片付け、後処理

● ルールの徹底のための抜き打ち検査

日々の安全確認に加え、安全管理が適切に履行されているかを確認するため、年2回グループ代表本部職員等が抜き打ちで検査を行います。

ウ 防犯対策

(ア) 園内での具体的な防犯対策

死角となる箇所での犯罪防止、施設へのいたずら防止等のため、毎日のパトロールを基本に、園内掲示や放送、警察との連携により防犯対策を講じます。

(イ) 地域と一体となった防犯対策

●公園の活性化による防犯

来園者への積極的な声掛けや地元関係機関（警察や消防、学校、自治会等）との犯罪や事故情報に関する情報の共有やイベント等の開催情報の共有を図り、顔の見える関係を構築します。

エ 防火対策

- ・消防法に基づく「消防計画」を建物施設の災害対応マニュアルとして活用
- ・建物施設が改築された場合等には必要に応じて計画の見直しの実施
- ・かまど、BBQ場などがある拠点施設ごとに火元責任者を設け、園内で活動するボランティア団体等には火元担当者の選出を依頼し、利用後の火元確認を徹底
- ・たばこの投げ捨て禁止や喫煙マナーの周知等、火気禁止のルール徹底
- ・定期的な消防設備の点検、日頃から電気製品及び周辺環境の整備(漏電防止の徹底)を行うとともに、必要に応じて消防署の指導を受けるほか、総合消防訓練を実施
- ・園内に花火や大量のたばこの吸い殻を確認した場合には、地元警察に巡視要請

オ 安全管理マニュアル等の整備

職員全員が安全管理の意識を共有し、一貫した対応とチェック体制を構築するため、次のようなマニュアルを整備しています。

カ 安全管理を確実に実行するための研修等

労働災害防止のため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者を配置するとともに、OJTから外部研修まで、職員の意識や技能向上のための研修を行います。

(2) 樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園は開園から20年が経過し、既存樹木の老齢高木化や植栽樹木の高木化が課題となっています。特に園内には地域住民の生活道路となっている市道が複数通っており、保全エリアには樹林に囲まれた幅員の狭い園路や階段もあります。このような状況を踏まえ、日常の巡視において、地域住民や来園者の安全確保が重要となる箇所を中心に、枯損木や枯れ枝の状況や病虫害の状況を確認し、必要な伐採やによる診断、病虫害防除、立入禁止処置等を速やかに行うとともに、台風シーズンの前には、集中的な点検を行い、災害の未然防止に努めます。

● 日常の点検と対応

- ・市道沿いや広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木を確認
- ・樹木高所からの落枝の危険が想定される時は立入禁止処置、枯損木の処理
- ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集、早期発見・早期対処

● 集中的な点検と対応

- ・近年巨大化する台風等での倒木に備え、市道沿いを重点に間伐や枝落としを実施
- ・定期的な手入れが行き届かない区域の枯損木や枯れ枝の発生等重点的にパトロール

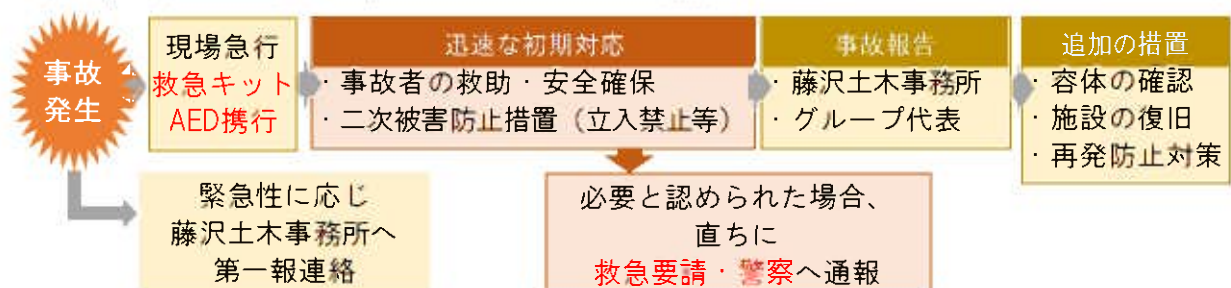
(3) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針(対応方針には、利用者に外国人、身体障害者手帳等をお持ちの方、高齢者が含まれていた場合を含む)

事故・不祥事等の発生時には、人命を最優先として「クライシスマネジメント」の考え方を取り入れ、被害の最小化、二次被害防止、速やかな報告・情報共有、復旧等事後対応、再発防止対策まで確実な業務フローにより対応します。

準備段階	事案対応段階	回復段階
職員の対応能力確保(資格取得・研修)	迅速な初期対応	容体確認、施設復旧
関係機関との連絡体制構築	二次被害防止措置	事例の共有(会議、事例集)
対応訓練の実施	関係機関へ連絡・報告	再発防止対策検討・実施

ア 事故発生時の具体的対応 (利用者の安全確保)

- ・事故を認知した時点で職員が救急キット等を携帯して現場へ急行し、傷病者の応急措置を行うとともに、必要に応じて救急車等の緊急車両の要請と車両進入路を確保
- ・二次災害防止のため、事故現場の立入禁止措置等を実施
- ・応急措置後、速やかに藤沢土木事務所及びグループ代表本部に報告し、対応を協議
- ・夜間等、職員不在時は委託警備員と連携し、緊急連絡網により情報伝達し、状況に応じて緊急参集



イ 事故後の対応 (情報連絡・事後対応)

- ・事故・不祥事等が発生した場合は、速やかな県への第1報、その後の状況に応じ「事故・不祥事に関する報告書」により、随時、適切に報告・各公園に「再発防止会議」を設置し、事故原因の究明、再発防止対策の検討を行いグループ代表本部に報告するとともに、公園の全職員に周知

- ・重要な事故等については、事故不祥事防止会議に加え、グループ代表本部に「事故対策委員会」を設置し、対応方策、原因究明、再発防止対策、職員への啓発等について協議（必要に応じグループ構成企業と情報共有）

ウ 安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

■ 本公園での具体的な対応例


犯罪予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに藤沢土木事務所に報告するとともに、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、藤沢土木事務所と調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担し、毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、グループ代表の顧問弁護士や警察へ相談
不審物や不審者情報	<ul style="list-style-type: none"> ・不審者を確認した際は、特徴や見かけた場所などを朝礼時等で周知し、職員間で情報共有し行動を注視するとともに、状況により警察への相談や藤沢土木事務所へ報告 ・不審者と思しき方への対応は人権に配慮し慎重に対応 ・不審物は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報

エ 外国人、身体障害者手帳等をお持ちの方、高齢者が含まれていた場合の対応

● 安全管理上の配慮が必要な事項

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚に制約を抱える者、心臓疾患等を抱える者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ・段差の少ない園路の案内、誘導 ・貸出用車いすの提供 ・避難時の職員同行
情報伝達が困難	聴覚や言語に制約を抱える者 高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・筆談、コミュニケーションボードの活用 ・注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ・自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
いつもと違う状況への不安、混乱	適応行動に制約を抱える者	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

● 多言語や「やさしい日本語」の活用

公園のSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、
も活用します。

● 避難の補助、救護スペースの確保等

- ・車椅子に加え車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難を助けます。
- ・パークセンターの赤ちゃん休憩室及び活動ルームを救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。



車椅子牽引補助装置

オ 不祥事事案（個人情報流出、瑕疵に伴う利用者の受傷等）を認知した際の対応

① 不祥事防止策の徹底 → ② 発生時の迅速かつ誠実な対応 → ③ 再発防止策

①	組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」など各種規程やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底
②	不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。また、被害者の損害についても誠意を持って対応
③	その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善

計画書9「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

(1) 急病人等が生じた場合の対応

園内で急病人やけが人が生じた場合には、「安全管理マニュアル」に従い迅速に対応します。職員が病人の状況を把握した上で、病院や消防に連絡するほか、必要に応じて心肺蘇生やAEDの利用などの応急措置を施します。

全職員が冷静に急病人に対応できるよう、定期的な教育・訓練を行って技術習得とスキルアップを図ります。

ア 急病人が生じた場合の具体的対応

● 対応の流れ ※事象ごとの対応は別表記載



● 主な傷病人対応の具体例

傷病の事象	対応
子供同士の遊びによる怪我	怪我の状況確認、消毒等の応急処置、状況に応じ保護者に連絡
蜂刺され	アナフィラキシーショック等の状態確認、ボイズンリムーバーでの処置、抗ヒスタミン剤の塗布など
熱中症	濡れタオル、冷却剤等の持参及び日影や拠点施設への誘導・搬送等
階段や園路等での転倒	怪我の状況確認、拠点施設への車いす等での搬送または救急車要請
施設異常を伴う場合	異常箇所の確認と立入禁止措置等

利用者の多い利用促進区域では、傷病人が横になれるよう、パークセンター内赤ちゃん休憩室にベンチ型のベッドを設置します。また、活動ルームにも折りたたみベッドを備えます。

● 近隣医療機関の情報把握と提供

本公園近隣の病院等の連絡先、診療科、休診日や休日診療の有無等を把握し、救急要請が必要ない場合においても、速やかな情報提供ができるように体制を整えます。

イ 救命に関する職員研修と備え

パート職員を含め、全職員がAEDや応急手当に関する知識や技術を取得し、緊急時に適切に行動できるように以下の講習会等も受講します。

(ア) 救命講習の受講

全ての

※ します。

新規

幼児安全法支援員の 資格取得

園長、副園長等が、こどもに起こりやすい事故の予防と手当について、乳幼児の一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた電気ショック（除細動）、気道異物除去）、こどもの病気と看病のしかたについて学びます（幼児安全法支援員の資格取得）。

(イ) AEDの配備

パークセンター、谷の家、里の家に各1台ずつAEDを設置します。また、救急キットを常備して必要に応じて応急処置を行います。

(ウ) AED 取扱い訓練の実施

全体会議等を活用し、全職員がAEDの取扱いや配置場所を認識し、確実な行動ができるようにします。

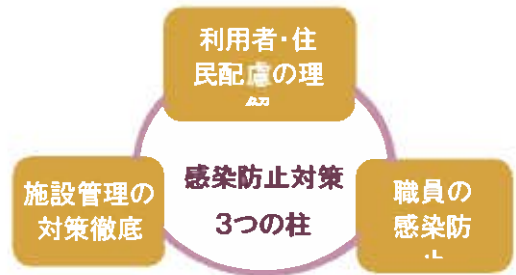
(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

ア 新型コロナウイルス感染症まん延防止のための取組

これまでの新型コロナウイルス感染症対応では、園内施設の利用制限やイベント中止など、社会情勢に応じて公園の利用形態も刻一刻と変化してきました。また、外出自粛により公園に人が集中することで近隣住民から意見が寄せられることも多くありました。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止（発生させない、拡大させない）はもちろんのこと、公園が市民の身体的・精神的な健康維持活動のための場を提供する重要な役割を担っているということにも十分留意し、取組を進めています。

今後も県の「新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」に沿って対応していきます。



(ア) 日常利用における感染防止対策

利用者に協力を促す事項

- 体調が悪い時には利用を控える
- 時間、場所を選びゆずりあう
- 人と人との間をあける
- 小まめな手洗い
- 咳エチケット
- 接触確認アプリの導入

維持管理の対策

- ホームページ等でコロナ禍の公園利用について案内を掲載
- 密となる時間帯の情報提供
- 神奈川県「感染防止対策取組書」の掲示
- 園内放送での密回避の呼びかけ



遊具利用のソーシャルディスタンス表示

(イ) 感染防止を徹底するための各施設の管理

●各施設共通の対応

利用者に協力を促す事項	<ul style="list-style-type: none"> ■発熱等の症状がある場合は利用を控える ■こまめな手洗い消毒 ■人との距離を2m（最低1m）確保 ■大きな会話、密接した会話を避ける
維持管理の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■屋内施設出入口及び窓口に手指消毒液・検温器を設置 ■窓口に飛沫防止のシート設置 ■利用者が列になる部分には距離を示す目印表示 ■屋内施設の利用者接触部分の消毒・清掃 ■毎日のトイレ清掃実施 ■バイオトイレを除く全てのトイレに手洗い用せっけん設置

●屋内施設（パークセンター、谷の家、里の家）

利用者に協力を促す事項	<ul style="list-style-type: none"> ■定期的な換気 ■窓口での接触軽減のため、駐車場減免を出庫精算機のインターフォンによる手続き
維持管理の対応	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者がテーブルや椅子を自ら拭き掃除ができるように消毒液等の常設。会議室利用者には消毒セットの貸出 ■換気のため排煙窓開放 ■シーリングファンによる空気拡散 ■トイレの出入口に暖簾を設置し扉開放 ■自動ドアの稼働を停止し、換気のため常時開放 ■利用人数の目安を掲示

●トイレ

特にコロナ感染率が高いと注目された経緯のある「トイレ」管理については国家検定資格である「XXXXXXXXXX」、業務の管理、監督について十分な講習を

受けた「」、、社員など、OBS 各有資格者が管理指導を徹底いたします。具体的には、特殊なコーティング剤（他）を塗布することにより感染防止に努めるとともに、洗面台回りの、美観、光沢の維持向上を図り「手洗い」について、気持ちよく利用していただく環境を提供いたします。

更に委嘱講師、有資格者が中心となり、ウイルス等の飛散防止に効果的なタオルの使い方、クラスター防止の改善等、積極的な感染症防止対策を図ります。

●遊具

利用者に協力を促す事項	■ホームページや看板等により、密を避けるなど保護者による見守り管理
維持管理の対応	■利用準備としてトランポリンの拭き掃除実施 ■滑り台の順番待ち位置を子供にもわかりやすいサインで表示

●キッチンさとやま（パークセンター内軽食堂）・BBQ 場

委託事業者に「外食業のための事業継続のためのガイドライン」等の関係ガイドラインの徹底を指示し運営します。

■手指消毒液・手洗い石鹸の設置 ■会計窓口のシート設置、コイントレーの使用 ■密を回避したテーブル配置 ■発熱等の症状がある場合の利用自粛

（ウ）イベント時の対応

●イベント共通の対応

■イベント参加者への検温、風邪等の症状確認 ■参加者の連絡先の把握 ■小まめな手洗い消毒や屋内でのマスク着用の呼びかけ（マスクは熱中症の対策等が必要な場合を除く）
■受付場所や待機場所での密を避ける立ち位置表示 ■主催者はイベント前後の不要不急の外出を避ける ■イベント参加者人数については、国又は神奈川県からの指示や感染拡大の状況に応じて制限を設けます。

●屋外のイベント（自然観察会、フラダンス、ヨガ教室、どんど焼き等）

■説明や案内等を行う際は拡声器等を使用するなど飛沫の発生、密集・密接を防ぐ

●屋内のイベント（工作教室、ウクレレ教室・紙しばい等）

共通の対応に加え、室内の換気、使用器具等の消毒、屋内施設ごとの利用人数内の定員で実施します。

●大規模イベント（公園まつり等）

主催者が指定管理者、指定管理者以外に関わらず、大規模イベント（屋外）は、感染防止対策を徹底し。神奈川県が定める「イベントに係る感染防止対策について」に従い実施します。

（エ）職員の感染防止対策

体制 ■各園の安全衛生責任者（衛生責任者）を感染症予防の責任者とし、職場でのルールの周知を図る ■職員の感染が疑われる場合は保健所に協力し情報提供を行う
対策 ■身体的距離の確保、マスク着用、手洗いの徹底 ■執務室の小まめな換気（毎時2回程度） ■電話、パソコン、工具等の共用の回避や手洗い・手指消毒の徹底
健康状態の確認 ■出勤前の体温確認 ■朝のミーティングでの様確認 ■37.5℃以上の発熱がある場合は医療機関、保健所等の診断 ■体調不良時は年休を取得し自宅療養
働き方 ■1日の出勤は業務上最低人数としジョブローテーションを工夫 ■ユニフォームの小まめな洗濯 ■長時間労働を避ける ■時差出勤、テレワークの導入 ■会議、ミーティング等のマスク着用、間隔の確保
休憩スペース等の利用 ■対面での食事、会話を控える ■常時換気 ■共用物品の消毒

(オ) 利用者の感染が判明した場合の対応

利用者から感染の報告があった場合は、速やかに藤沢土木事務所、県都市公園課、グループ代表本部に報告します。各施設の感染対策を確認のうえ、利用者が接触した可能性がある場所の消毒等を実施します。

保健所等が行う感染経路確認等に情報提供を行い調査に協力します。

【実績】利用者や周辺住民に配慮した対応事例

本公園では、コロナ禍において利用者や地域住民から寄せられた要望等に迅速に対応してきました。

	要望	対応内容
園内	パークセンタートイレ入口を換気のため開放して欲しい	トイレ入口に目隠し用のれんを設置し、扉及び排煙窓を常時開放
園外	(市道沿い居住住民) コロナで自宅前の市道を歩く利用者が増え、私有地に入ってくる	注意看板設置
	(駐車場閉鎖時) 市道等に路上駐車し公園を利用している	注意看板設置、対象箇所へカラーコーン等設置

(カ) コロナ禍における災害時対応

大規模災害発生時には、公園の施設に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じて避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染症防止に配慮した対応をとります。

【受入時】

- ・避難施設の窓口に受付を設け、非接触型体温計を用いた体温計測、体調管理シートによる体調の把握を実施
- ・受付対応する職員はマスク、手袋等を着用の上、濃厚接触を避けるために15分以内で交代

【専用スペースを設けた受け入れ】

- ・里の家（またはパークセンター会議室）を体調不良者専用スペースと定め、感染拡大防止を図ります。
- 想定専用スペース：里の家多目的ホール（災害により市道通行ができない場合はパークセンター）

【物品の備蓄】

- ・非接触型体温計
- ・マスク
- ・消毒液
- ・消毒用手袋
- ・間仕切り用簡易用テント

イ その他の感染症等の対策

発生が懸念される多様な感染症についても、衛生管理、植栽管理等を徹底し、被害の防止に努め、利用者への啓発を行うとともに、症状や被害が確認された場合には、関係機関への連絡など迅速に対応します。

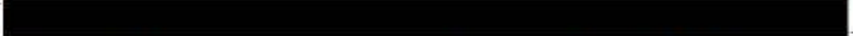
●想定する感染症等

ノロウイルス 軽食堂、イベント時の食品出店	<ul style="list-style-type: none"> ・調理者の健康管理の徹底、調理者の調理前後・トイレ等時の手洗いの徹底、調理場所・器具の消毒（次亜塩素酸ナトリウム）や熱湯消毒 ・嘔吐等処理の備えとして、処理セット（手袋、ビニール、消毒液等）を常備
蚊媒介感染症 (ジカ熱、デング熱)	<ul style="list-style-type: none"> ・不要な水たまりをなくす（バケツ、植木鉢、竹の切り株等の水除去） ・注意看板の設置（蚊への対策について注意喚起） ・拠点施設窓口で虫よけスプレーを常備
鳥インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時：不審死した野鳥を見つけた場合、マスク、使い捨て手袋を装着して、死亡した鳥を素手で触らずに密閉し、段ボール箱などに入れ倉庫等に保管後、地域県政総合センターに報告 ・県内で発生した場合等：不審死した野鳥を見つけた場合、来園者が触る恐れがあるため、半径10m以上について出来るだけ立ち入り制限処理を行った後、地域県政総合センターに報告

計画書 10「災害への対応（事前、発生時）」

（１）異常気象(大雨、台風、熱中症アラート等)への対応方針(事前、初動、発生時、応急復旧時)

異常気象に対しては、公園利用者や関係者（公園内事業者やボランティア活動者等）、周辺住民、公園職員の人命を最優先に判断し行動することを対応方針とします。

大雨や洪水、台風などの風水害に対しては、県や茅ヶ崎市の地域防災計画とともに、グループ代表が作成した「」に基づき、事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階をタイムラインに沿って、迅速かつ適切に対応します。

ゲリラ豪雨や雷など、リスク出現から被害発生までのリードタイムが極めて短いリスクについては、情報収集後、速やかに避難誘導等を行います。

熱中症警戒アラートや高温注意報が発令された場合は、公園利用者に園内放送等で注意喚起を促すとともに、作業員の熱中症対策を特に入念に実施します。

、日頃から災害への備えを整えています。

ア 台風の接近、大雨洪水に関する対応

●的確な情報収集

テレビや関係機関からの情報、気象庁の「高解像度降水ナウキャスト」や茅ヶ崎市防災無線などからリアルタイムな情報を収集します。

●タイムラインに沿った具体的な対応（台風の例）

●体制の整備

- ・非常事態が予想される場合や県から指示があった場合には、職員の安全を確保したうえで夜間待機。また、翌日早朝等にパトロールを行い、速やかに藤沢土木事務所に報告。
- ・早朝等勤務時間外に発令された場合には、職員の安全確保、交通機関の状況を考慮しながら必要に応じて園長が総括責任者として職員を招集

※異常気象等の災害発生時の体制は、計画書 8 (1) ア事故防止の体制に基づき対応

令和元年に発生した台風 15 号・19 号においては、[REDACTED] による被害が全国的な課題となりましたが、本公園においては、[REDACTED] 対策に加え、必要な[REDACTED] 対策を講じ業務継続性を担保しました。

[REDACTED]	[REDACTED] を配備し、台風接近が予測されているときには、 [REDACTED]
[REDACTED]	イベント等で使用する [REDACTED] を [REDACTED] としても活用。台風シーズン前には、 [REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED] に設置されている [REDACTED] の適切な点検、燃料の補充。法定点検時に操作方法を確認
[REDACTED]	[REDACTED] に備わっている [REDACTED] の活用。毎年 [REDACTED] にあわせた操作方法を確認

イ ゲリラ豪雨や雷等への対応

- 情報収集 アと同様。

●利用者への注意喚起等

大雨や雷注意報が発令された場合には、園内放送による注意喚起、屋内退避等を呼びかけます。

ウ 熱中症警戒アラートへの対応

●情報収集

環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラートの情報収集を官庁 HP や自治体メールマガジン等で確認します。アラートの発表がない場合でも、毎朝暑さ指数 (WBGT) を確認し職員で共有します。

●事前準備

事前に危険性を確認した場合は氷を多めに準備します。また、熱中症応急セットを配備します。

●利用者への注意喚起等

熱中症応急セット

保冷剤、タオル、スポーツドリンク (経口補水液)、うちわ等
※意識障害の疑いがある場合は、水分は与えない

空調作業服

職員の熱中症対策としてファンのついた空調作業服の導入を促進します。



園内放送により休息や水分補給の呼びかけ、ボランティア活動や団体利用者、BBQ利用者には、受付時に代表者へ注意喚起を依頼します。

エ その他気象災害への対応

光化学スモッグ注意報等があった場合は、上記同様に利用者へ注意喚起を行います。
大雪警報及び大雪による積雪があった場合は、藤沢土木事務所に相談のうえ、WEBサイトや看板等による周知をして各拠点施設及び駐車場を閉鎖します。

(2) 公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

ア 茅ヶ崎市で震度4発生時

● 配備体制

地震発生後30分以内（勤務時間外に発生した場合は、報道による情報収集。被害発生のおそれがある場合は参集し現地確認。夜間の参集がなかった場合でも翌朝8:30までに藤沢土木事務所やグループ代表本部に報告できるよう参集に努める。）にパトロール班を編成

● 初動体制

- ・ 園内パトロール、利用者の安全確認、機能点検の実施
- ・ 負傷者がいる場合は、応急措置及び救急車の手配
- ・ 危険箇所等は立入禁止措置、園内放送等で利用者へ注意喚起、周辺交通情報等の確認が取れた場合は帰宅を促す
- ・ パトロール結果を随時藤沢土木事務所に報告
(勤務時間外であっても、被害を確認した場合は、藤沢土木事務所へ速やかに報告。)
- ・ 海岸部住民等の避難がある場合は、本公園での受入れ又は避難所への誘導について茅ヶ崎市防災対策課と協議

イ 茅ヶ崎市で震度5弱以上もしくは県内で震度5強以上、大規模災害発生の場合

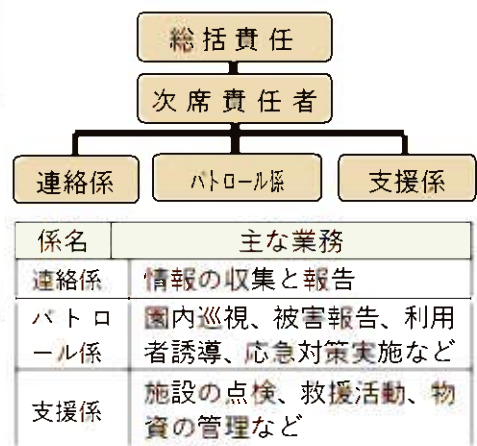
● 配備体制（勤務時間内に発生した場合）

- ・ 原則として当日勤務している全職員が配備体制（総括責任者、次席責任者、パトロール係、支援係、連絡係）に基づき対応

- ・ [] 組織的に対応
- ・ 30分を目途に初動体制を藤沢土木事務所へ報告

● 勤務時間以外の参集体制

- ・ 園長は本公園に参集
- ・ []
- ・ 緊急時に落ち着いて適切な行動がとれるように、職員は []
- ・ []
- ・ 職員は参集次第、初動体制を藤沢土木事務所とグループ代表本部に報告
- ・ 震災発生後、30分以内を目途に参集できたスタッフが初動対応を行い、 []
- ・ []
- ・ 第一次応急体制を確立後、1時間以内を目途に要点検箇所を巡視を行い、被災状況を把握し、藤沢土木事務所へ報告。県内震度6弱以上の場合、第2次体制として配備人数を増やすとともに、 [] 対応



ウ 初動時～緊急時～復旧・復興時の対応

大規模地震発生時には、県が示す「茅ヶ崎里山公園の震災時対応の考え方」及びグループ代表の「XXXXXXXXXX」のタイムライン（防災行動計画）に沿って迅速かつ確実な対応を行います。

本公園は、茅ヶ崎市の広域避難場所に指定されており、茅ヶ崎市や周辺施設の管理者との連携のもと、広域避難場所としての機能が発揮できるよう取り組みます。また、東日本大震災や熊本地震等では、公園を避難所や仮設庁舎、仮設住宅、資材置き場等として活用された事例があり、こうした事例を踏まえ柔軟な対応をとります。

●タイムライン（防災行動計画）

●タイムラインに合わせた対応の重点

初動時 発災から3時間後まで (管理事務所体制確立)	<ul style="list-style-type: none"> 急を要する連絡調整に当たっては、 [redacted] 確実性を向上 	
初動時 発災から3時間後まで (園内パトロール、避難誘導)	<ul style="list-style-type: none"> 人命優先・被害拡大防止を第一に、 [redacted] 迅速な園内の状況把握 感染症対策を講じた滞留者の受入れ (計画書9 (2) 参照) 	
緊急時 発災から3日間 (応急対策業務)	<ul style="list-style-type: none"> トイレ、執務場所、滞留者の受入場所等の電気、水道等ライフラインの復旧にあたっては地元企業との連携により迅速に対応 滞留者がいる場合は、災害3者協定により茅ヶ崎市防災対策課に連絡 	
復旧・復興時 発災から4日以降	<ul style="list-style-type: none"> 避難者受入れ、ボランティア活動拠点など、多岐にわたり想定される公園の活用状況に合わせ、茅ヶ崎市等と連携した柔軟な対応 復興時には、近隣住民の憩いの場となるように特に衛生面に配慮し避難スペース等の清掃管理を徹底 	

(3) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方 (地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等)

ア 災害に備えた事前対策

(ア) 基本的な考え方

普段から必要な機器設備の点検と適切な維持管理を行うとともに、常に最新の地震情報を利用者に提供できるよう必要な情報の収集に努めます。

●災害情報の受発信

地震警報機能付きラジオやテレビに加え、新たに防災行政無線同報系戸別受信機、スマートフォン等向けアプリケーション、携帯電話への茅ヶ崎市災害情報配信メール SNS等を活用し、起こりうる災害の情報収集を絶えず行います。

●災害対策マップの活用と更新

災害対策マップを作成し、緊急時に来園者が迷うことなく安全な場所まで避難できるよう掲示板などに明示します。マップは公園の改修工事の結果や周囲の状況変化に応じて適宜改訂します。

(イ) 震災時利活用施設等の維持管理

●想定される活用施設

施設	想定される利活用	管理方法
パークセンター、谷の家、里の家	情報センター、救護措置、一時避難、応援・復旧・復興活動の支援	・建築物点検、太陽光発電、蓄電池の点検
多目的広場	ヘリポート	・緊急車両の進入路の支障物の撤去、周辺園路の維持管理 ・排水状況の確認、除草
エントランス広場	避難箇所	・舗装、不陸整正
駐車場 (東・西・北)	物資置き場、応援活動拠点	・舗装、危険物の撤去
園内トイレ	トイレ	・日常清掃等

水関連施設（東西駐車場・谷の家井戸、中の谷池、芹沢の池）	生活用水、消火用水	・ポンプ点検、水質検査、貯留槽点検・清掃
園内放送、照明	情報伝達、照明	・放送設備点検、不灯点検

●施設の日常点検

- ・震災時に利活用が想定される施設の点検周期、方法等を定めたチェックリストを作成しパトロールを実施
- ・年2回の消防訓練日に、震災時のパトロールコースを異常の有無や動作等を確認しながら巡回

●備品類の日常点検

- ・毎年1回以上、発電機や懐中電灯、トランシーバー等の動作や残量の確認等の総点検を行い、必要な交換や更新を行う
- ・常備しておくべき資機材及び救急医薬品は数量と保管場所を示したリストを作成し、管理事務所、東詰所、倉庫に掲示し職員間で共有
- ・通常業務に使用するカラーコーンや工具類は、使用後に必ず保管場所に戻し、非常時に確実に使用できるようにする

(ウ) 防災訓練・職員教育

●防災訓練

大規模災害発生時でも迅速かつ冷静に対応できるように各種防災訓練を実施

【シェイクアウトプラスワン】

「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」への事前登録を行い、県の斉実施日に合わせて地震発生時の安全確保行動を行います。またシェイクアウト訓練に加え、以下の訓練を行います。

- ・ [redacted]、緊急連絡網の再確認
- ・ 公園での避難経路の確認

[redacted]

実施

災害

時に適切に対応できるよう訓練する

【実績】ドクターヘリ離着陸と緊急車両誘導訓練

平成30年度に2回、ドクターヘリの離着陸について茅ヶ崎市消防からの要請がありました。前回の飛来から5年以上が経過していたこともあり、ヘリコプターの飛来に伴う緊急車両の誘導等に戸惑いがあったため、受入れ手順を整え、各職員がスムーズな対応ができるよう定期的に訓練を実施しています。



緊急車両入口開放・点検

●職員の意識向上の取組

- ・ [redacted] や公園の全体会議において過去の災害事例等の情報共有や行動指針等を整備し、職員各自の災害対応についての理解促進を図ります。

- ・緊急時には震災対応に専念できるよう、

職員への意識付けを行います。

イ 本公園の特性、立地状況等に応じた課題と対応

(ア) 特性・課題

本公園は、広域避難場所に指定されており、園内には茅ヶ崎市の「災害時ヘリコプター臨時離着陸場（多目的広場）」があるほか、災害3者協定の締結、それに伴う茅ヶ崎市防災備蓄倉庫が園内に設置されていますが、多目的広場は排水不良が課題となっています。

また、公園の一部は茅ヶ崎市で最も海拔の高い場所であり、広大な駐車場や多目的ホールのあるパークセンターなどがあることから、災害時には茅ヶ崎市や隣接市町からも人々が避難してくる可能性があります。

(イ) 対応

近年は台風の大規模化や豪雨などの発生があるため、多目的広場の排水不良時に大規模災害が発生したときには、砂利をまくなどの対策を行うほか、根本的な改善について藤沢土木事務所と調整していきます。

避難者があった時には、災害3者協定による対応を図ります。

(ウ) 地域との連携

●茅ヶ崎市や近隣施設等との連携

- ・公園及び地域の防災力の強化を図るため、茅ヶ崎市の協力を得ながら、防災関連の展示等を行います。
- ・本公園から近隣の避難所への誘導方法や帰宅困難者の受け入れ態勢について、事前に茅ヶ崎市や近隣施設と調整します。
- ・消防署に緊急車両出入口の鍵や駐車場のパスカードの貸出しを行うほか、園内サインポストの情報を共有します。

●共同での訓練、体験イベント

茅ヶ崎市防災無線通信訓練の参加	パークセンターに設置されている茅ヶ崎市防災無線の通信訓練を月1回参加
NPO やボランティア団体、学校等と連携した体験イベントの開催	園内で活動する団体等と協働で、防災設備（防災パーゴラやかまどベンチ）、ソーラークッカー※、BBQ 施設等を活用し、施設の点検を兼ねた炊き出し体験等を開催
シェイクアウトへの参加	神奈川県が企画するシェイクアウトへの参加
市町村防災教育への参加	市が企画する訓練に参加し、地域防災に関する知識を養います
情報伝達訓練への参加	県が主催する情報伝達訓練への参加。

※ソーラークッカー＝太陽光を利用した調理器具

● との連携

災害発生時には、危険木や倒木の応急復旧処理等を迅速に行う体制を整えています。

●利用者・近隣住民への働きかけ

具体的な施設の利活用のパネル、実際に使用する備品類の展示など、公園の災害時対応についての情報の周知、普及を行います。

(工) 災害対応物品の備蓄

導入品目	内容
災害用備蓄品（食料、水）	避難してきた近隣住民や帰宅困難者が避難場所（防災拠点）に避難するまでの水と食料を備蓄しています。併せて、出勤している職員用の食料も備蓄しています。
災害用トイレ	一般のトイレを利用して断水時にも使用できる災害用トイレキットを配備しています。
	配備しています。
衛星電話、IP無線機トランシーバー	大規模災害時、救急や消防をはじめとする関係機関と確実に連絡が取れるよう、衛星電話等の通信機器を 配備しています。
燃料等	日常の作業における発生材を活用し、薪等の燃料を備蓄します。
ヘルメット	東日本大震災時の経験から、移動の際のケガ防止のため、ヘルメット等を用意します。
感染症対策用品	消毒液やフェイス 마스크・手袋などをローリングストック※ ※日常的に少し多めに買い置きして消費分を買い足し災害時に備える。

(オ) 災害発生時の協力等について

藤沢土木事務所や茅ヶ崎市の防災担当部局と連携し、速やかな災害対策活動が行えるよう、必要な連絡調整を行います。また、「震災時対応の考え方」で示された避難施設等とも連絡調整を図り、強固な防災体制を構築します。

●災害復旧への協力

事態終息後には、県と指定管理者の役割分担に基づき対応しますが、県による被害箇所の本格復旧の際にも積極的に協力をします。また、災害復旧活動の拠点として県や市から要請があった場合、チェーンソー、テント等の必要な機器や物品の提供や、救援活動への支援等も積極的に行います。

この他、茅ヶ崎市から要請があった場合は、緊急消防援助隊活動拠点設置に協力します。

●避難所（帰宅困難者滞留）となった場合のコロナウイルス感染症対策

（計画書9（2）新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針に記載）

イ 災害発生時の対応及び業務継続計画（BCP）について

グループ代表では、大規模災害発生や新型インフルエンザ等の感染症の蔓延に備え、事業継続計画書（BCP）を策定しており、優先的に継続する重要な業務の設定、危機管理体制の整備、グループ代表本部にかわる災害対策本部の代替拠点等を設定し、都市公園指定管理業務を含む法人としての事業継続を図ります。

●災害時の事業継続に特に必要となる人的バックアップについて

を活かし、本公園の園長・副園長不在時にも、 参集できる体制を取っています。日々の業務での連携に加え、 、体制を確実なものとしています。

計画書 11「地域と連携した魅力ある施設づくり」

私たちは、長きにわたり地域の方々や関係機関と連携しながら、県民に親しまれる茅ヶ崎里山公園となるよう努めてきました。今後も継続した連携を図り、公園や周辺の魅力を高め、地域の活性化に取り組めます。

(1) 多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

グループ代表はこれまで地域団体である茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会をはじめ、行政機関や近隣自治体との連携も図り、地域の活性化に貢献するイベント開催場所や広域避難所としての役割も担ってきました。今後もこれらの協力体制のもとに公園運営を進めます。

ア 茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会との協力体制の構築



協議会が開催する里山夏祭りの様子(スイカ割り)

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会は、茅ヶ崎里山公園のより良い発展により地域を活性化することを目指して設立され、平成 14 年から活動開始し、公園における各種イベントの開催に取り組んできました。「鯉のぼり」がおよぐ里山景観づくりなど、茅ヶ崎里山公園の名物となるイベントも当協議会によるものです。

今後も当協議会と連携を図り、魅力あるイベント等の実施に取り組めます。

イ 多様な地域・関係機関との協力体制による管理運営の充実

グループ代表は、これまで地域の団体や人材と積極的に協力体制を築くことで、地域の方々の施設への愛着や親近感を高め、生きがいづくりやコミュニティ形成のつながりを強めてきました。この連携先は、
 [redacted] などの地域活性化やまちづくりに関わる団体から、
 [redacted] 等の園芸に関わる団体、病院など健康づくりに関わる団体など多様です。今後も地域や関係機関との協力体制をさらに構築し、魅力ある公園づくりを行います。



ちがさきレインボーフェスティバル(茅ヶ崎市)

■ 多様な連携先と連携内容

テーマ	内容	連携先
茅ヶ崎北部地区を代表するイベントの開催	公園まつり	公園まつり実行委員会
	茅ヶ崎ジャンボリー	[redacted]
	ちがさきレインボーフェスティバル	茅ヶ崎市、レインボーフェスティバル実行委員会
	畜産まつり	茅ヶ崎市
見て歩いて満喫、健康里山ウォークのススメ	[redacted] おでかけ公演	[redacted]
	小出七福神巡り	[redacted]
	里山ウォーキング	[redacted]
	小出川彼岸花まつり	[redacted]
	駒寄川散策マップ配架	[redacted]
柳谷散策案内配架	[redacted]	
花で彩る「いきいき里山」	湘南花の里づくり	[redacted]、種苗メーカーなど

いきいきと交流できる場の提供	公園から始まる健康的な暮らし	、地域包括支援センター
	公園で共に生きる社会	茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町の福祉施設
広報	相互広報	
その他	エコキャップ運動	NPO 法人エコキャップ推進協会
	公益財団法人かながわトラストみどり財団	団体会員として県内の緑地保全に協力します。※毎年、会費として10万円を支出

ウ 地域活性化のための新しい協力体制の構築

【継続】里の家マルシェを通じた新しい地域活性化手法の検討

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会については設立から約20年が経過していることや、周辺地域の高齢化が進んでいることもあり、会の高齢化が進むとともにイベント開催も縮小傾向にあります。

茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会の地域活性化の志を繋ぐためにも、新しい協働の展開として、「里の家マルシェ」（⇒計画書4「利用促進のための取組」参照）を通じた地域活性化の検討を連携団体とともにを行います。

エ 畑の村農園（体験農園）の連携に向けた調整

【継続】近代的里山区域の更なる活性化を目指し、地元農家や民間事業者等と協働で、公園隣接農地を活用した「体験農園」のイベント連携に向けた調整を進めます。公園北部地域の利用促進に繋がられるよう畑づくりのレクチャーや収穫体験など、リピートして楽しめるようおこじゅう広場のBBQ施設も活用していただけるようなプログラムの実施に向けた調整を行います。

オ 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

本公園が、企業や造園関連団体の社会貢献、学校等の野外活動の場として利用されるように、引き続き積極的に受け入れるとともに、これらの活動が円滑に実施できるようプログラムづくりなどを支援します。

●地域企業の社会貢献活動

近年、企業のCSR活動が活発化していることから、本公園では今後、地元商工会を通じて積極的に企業の社会貢献活動への取組を呼びかけるとともに、企業が取り組みやすいプログラムの提供や、資機材の貸出しなどを行うとともに、受入れ実績等についても公園公式ホームページに掲載し周知する等して、地域企業の社会貢献活動の受け入れに取り組みます。

●学校教育機関との連携（里山担い手サイクルの構築の一部として実施）

本公園では、近隣の教育機関の様々な校外活動等に積極的に協力してきました。今後も、環境教育や里山学校、職場体験、遠足などの多様な参加機会を学校等の教育機関に提示することで、継続して本公園を活用していただけるようにします。また、活動受入の際には生物多様性保全や外来種、里の文化等にも興味や愛着を抱いてもらい、将来の里山保全の担い手育成に取り組みます。



総合学習（竹林整備・竹工作）

■本公園での教育機関の活動(実績)

テーマ	活動内容	学校等
里山学校	農体験や里山保全体験など年間を通したプログラムを提供 竹林管理	[Redacted]
職場体験	1日職業体験(園内パトロール清掃・谷の家清掃・畑の村植物管理等)	
環境教育	自然観察会など	
遠足ほか学校行事	マラソン大会練習、待機場所 遠足	
		小学校・幼稚園・保育園等 年間約 [Redacted] 団体

●大学等と取り組む「いきいき里山」

本公園の周辺には、近接する [Redacted] があることから、大学生による様々な活動を公園で行って来ました。今後は、高齢化するボランティアの活性化と茅ヶ崎北部地区の更なる魅力づくりをテーマとして、若い世代のあらたな発想を公園管理に活かす機会を設けるよう、大学等に働きかけます。

【新規】令和5年度は日本大学生物資源科学部くらしの生物学科 住まいと環境研究室(名称R4 年度現在)と連携し、公園利用者満足度及びニーズ調査を行い、得られた結果は管理運営の改善や新たな取組に繋がります。

■本公園での大学等の活動(実績等)

大学等	活動内容
[Redacted]	公園で健康づくりイベント (体組織計測・食育イベント・里山レストラン)
[Redacted]	サービスラーニング (七草イベント、里の家活性考察)
[Redacted]	地域の宝再発見ツアー
[Redacted]	公園の名物メニュー開発
[Redacted]	外来種抜取り (※令和5年度 新規)
[Redacted]	公園利用者満足度調査及びニーズ調査
[Redacted]	オオタカ営巣調査
[Redacted]	植生調査
[Redacted]	カヤネズミ調査
[Redacted]	里山保全活動
[Redacted]	校外実習の場として活用 (竹林整備、記念ガーデン樹木管理、花壇管理他)

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

本公園では様々な分野のボランティア団体が活動しています。新しいボランティアの方にも参加していただきやすいように、ボランティアとの協働の方針や活動支援内容を盛り込んだ「公園ボランティア活動要綱」を定め広く参加を呼びかけ、様々な団体の方が活動しやすい公園とします。

ア 茅ヶ崎里山公園倶楽部



倶楽部による里山管理

グループ代表が事務局を担う団体で、平成17年から活動開始・谷の村を拠点に活動しており、会員数約400人（令和4年度）です。里山の多様な生態系の保全・啓発事業を行い、県民に親しまれる茅ヶ崎里山公園とすることを目的に活動しています。昨今では既存会員の高齢化等でボランティアへの参加希望者が減少し、担い手不足となっていました。公園ホームページや茅ヶ崎市広報の他、有料のタウンニュースにも参加募集を掲載するなど広報的に活動を支援の結果、参加希望者は大幅に回復しています。今後の倶楽部活動を新旧会員の皆さんと意見交換しながら倶楽部活動の方向性や手法、新しい人材育成にも取り組みます。

は大幅に回復しています。今後の倶楽部活動を新旧会員の皆さんと意見交換しながら倶楽部活動の方向性や手法、新しい人材育成にも取り組みます。

イ 里山担い手サイクルの推進

【継続】 私たちは、長年築いてきた県民との協働による本公園の管理運営を継続していくため、次世代の育成を図ります。

各種取組が里山の環境を維持するための人材育成となるように、各種取組を推進します！

【継続】 里山担い手サイクルを活用したイベント等の実施

茅ヶ崎里山公園倶楽部への新しい人材加入のため、教育機関や他公益法人との連携、未就学児を対象にしたイベント開催などにより、子供から大人まで里山を身近に感じ、里山保全活動に興味を持っていただけるよう取組みます。

グループ代表は、未就学児童の五感で感じる自然環境体験から、小中学生の総合学習、職場体験、里山学校などの開催、成人の生涯学習の場としての自然学習イベント等を運営しています。イベントに継続して参加し、出来るだけ長く公園に関わっていただけるように、同じ学区の小中学校を対象にイベントプログラムを提供しています。



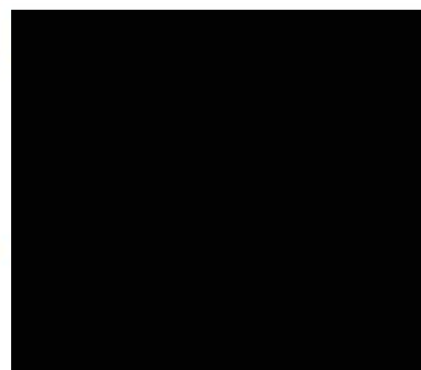
里山の樹木学習(里山学校)



境体験から、小中学生の総合学習、職場体験、里山学校などの開催、成人の生涯学習の場としての自然学習イベント等を運営しています。イベントに継続して参加し、出来るだけ長く公園に関わっていただけるように、同じ学区の小中学校を対象にイベントプログラムを提供しています。

イ その他のボランティア等との連携

グループ代表では様々なボランティア団体等の方に公園内で活動・活躍していただいています。今後もより多くの方に活動していただけるよう、公園ホームページにおいて持ち込みイベントを募集するほか、地域団体等を通じて参加を呼び掛けるなど、多様なボランティア団体の方が公園を活用していただけるような環境づくりを行います。



(3) 周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

ア 他の公園との連携

● 「花とみどりのフォトコンテスト」の開催

県立都市公園や県立自然公園を舞台にした「花とみどりのフォトコンテスト」を開催し、入賞作品展を本公園をはじめ他公園や病院等で開催することで、来園者に楽しんでいただくとともに他公園の魅力を発信します。

イ 周辺施設との連携

● [Redacted] との連携

パークセンター多目的ホールで開催し好評だった [Redacted] お出かけ公演を、今後も共催で開催し、公園閑散期の利用促進及び地域の活性化に努めます。

● 福祉施設との連携

地域の身体等に制約を抱える者の社会参加及び公園の利用促進とにつながる取組として身体等に制約を抱える者のアートの展示、公園まつりにおける福祉バザールの実施など連携機会を拡大します。



【拡充】 さとやまスタンプめぐり等による連携支援

私たちは、障害者就労施設等で就労する身体等に制約を抱える者等の自立の促進に資するため、障害福祉施設に当公園のスタンプの図柄を作成していただき、「スタンプめぐり」に取り組みました。今後、紙芝居イベントにおける手話を取り込むなど、より多くの人に「共に生きる」への理解を深めていただけるように努めます。

スタンプめぐり開催



(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

私たちは、業務委託を行う場合には、今後も地域企業等への発注を優先的に行っていきます。さらに、地域雇用の確保、社会的ニーズへの対応といった観点から、シルバー人材センターや社会福祉法人等の地元非営利団体へも継続的に業務委託することにより地域経済への貢献や地域との連携強化を図ります。（⇒計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」参照）

計画書 12 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

ア 人員配置の考え方

現地公園には、公園管理運営方針を理解し、土木事務所・地元自治体・関係団体・利用者等に対し施設管理者としての的確に対応できる人材を現地責任者として配置し、その下に園長の代行者である副園長をはじめ業務に応じた公園管理実務経験者など、必要十分な人員を配置します。また、地域団体や協力団体などとのパートナーシップのもと、直営管理を基本とし安全安心で快適な管理運営を行います。

グループ代表本部は、公園管理運営に係る企画・統括部門及び現地業務支援部門を担い、多様化する公園管理業務を踏まえ、事故防止・安全対策、コンプライアンス、SDGs や「ともに生きる社会かながわ憲章」など県施策への対応、広域的な広報や交通対策、企業・団体等とのアライアンスなどに取り組み、現地公園と本部が一体となって公園管理運営の品質向上に取り組みます。また、外部指導員（グリーンサポート）制度や他公園職員・本部職員による業務点検等により、さらなる安全・品質確保に努めます。

イ 現地職員の配置計画（現地責任者の責務、役割及び経歴、主要職員等の役割分担）

● 現地責任者の責務、役割及び経歴

園長は、行政での公物管理経験が豊富な人材を常勤で配置し、公園の総括責任者として公園管理運営及び地域との連携・協働に取り組みます。

します。

※災害等の非常時、新たな課題への対応、許認可に係る調整事項が生じた場合は、上記に関わらず本部及び現地が連携して、県と協議・調整のうえ、課題解決にあたります。

● 主要職員の役割分担

管理運営業務に応じ(本公園の特性に応じ)以下のとおり [] を配置し、管理運営スタッフと一体となり多岐に亘る業務を遂行します。

ウ 特に都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の管理運営方針である「人と自然がつながる、いきいき里山公園」の実現に取り組むため、

※刈払・振動工具は管理員全員受講、伐木他は管理員の習熟度に応じ受講

エ 県、県出先事務所、指定管理者本部、指定管理者現地との連絡体制及び、関係機関における効果的、効率的な情報共有の考え方と仕組み

●連絡体制

本公園において、県、藤沢土木事務所、グループ代表本部、OBS本社等との連絡体制を以下のとおり構築し効果的、効率的な管理運営を行います。夜間・休日等の緊急時には、緊急時連絡フロー図や緊急時対策連絡網などにより、24時間365日対応可能な連絡体制を整備しています。

●情報共有の考え方と仕組み

関係機関との情報共有には、状況に応じて、対面、書面、電話・メール・Web会議等を活用します。特に藤沢土木事務所や警察署・消防署とは、日常から対面による「顔の見える関係」を構築し、緊急時等に備えています。

【県、藤沢土木事務所】

- ・担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行うための連絡体制の整備
- ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場として位置づけ
- ・制度面や他公園にも関連する事項は、指定管理者本部が県庁所管課とも調整

【警察署、消防署】

- ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施
- ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密に実施

【地域団体等：自治会、ボランティア、学校、企業等】

- ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行っている
- ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

【指定管理者内での取組】

- ・現地と本部の確実な連絡体制による情報共有（事件・事故等は全て速やかに理事長に報告するとともに全公園へ周知）
- ・原則毎月開催の全公園の責任者が参加する会議において情報共有、意見交換
- ・朝礼や月例会議での直接伝達やサーバーの「伝言メモ」を活用した情報共有

＜別表＞ 現地の職員配置計画

● 現地の組織図



● 人員配置計画

別添「付属書類」

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況

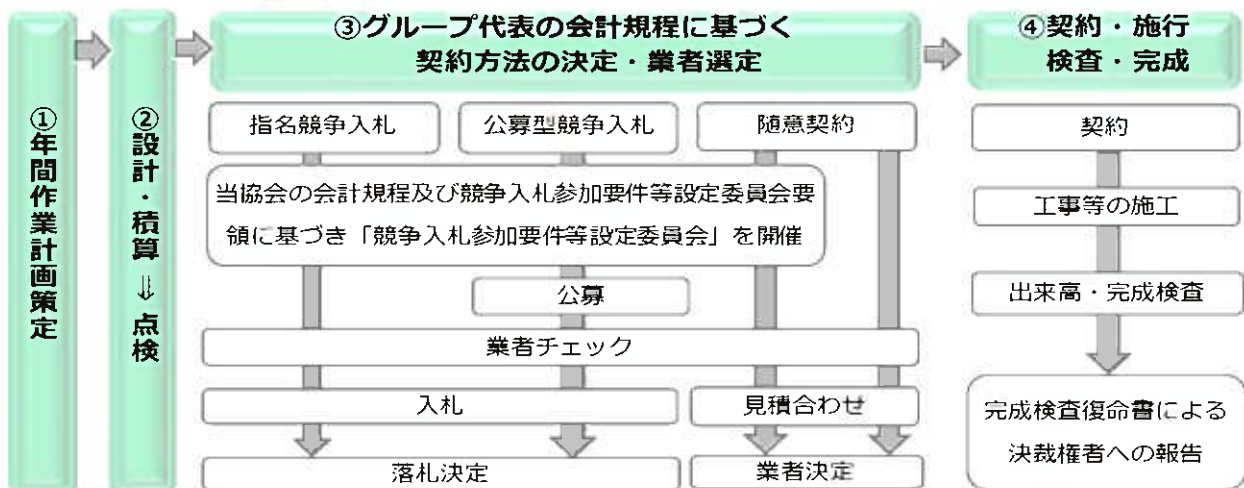
ア 委託業務の管理の考え方

本公園の委託業務を効率的・効果的に実施するため、グループ構成員ごとの規程等に基づき業者を選定します。

担当した監督職員は、法令順守、安全管理体制、連絡体制、工期順守、利用者対応等の視点から業者を指導監督し、業務の品質を確保します。

また、高齢者就労団体等への委託では、高齢作業員の健康・安全対策を重視するほか、障がい者就労施設への委託では、丁寧な作業指導により安全で確実な業務管理を行います。

■ グループ代表の委託業務フロー



イ 指導監督の内容

委託業務の各段階で、以下の項目について点検、指導、監督を行います。

- ・業務計画書等に基づき、業務実施体制、工程管理、作業方法、安全管理体制を確認
- ・社会保険の納付、最低賃金の履行確認及び業務上知りえた内容の守秘義務契約確認
- ・業務実施時は、作業内容等の日報による確認や現地履行確認による指導監督
- ・園内通行証の発行、徐行運転の履行、バリケード等安全対策の徹底
- ・業務記録及び作業写真等は、グループ代表の文書管理規程に基づき管理し必要に応じ県へ提示
- ・監督職員以外の検査員による履行確認、完成検査により、品質、出来栄を確認

ウ 本公園で重視する視点

種別	業務内容	指導監督項目	点検方法
・植物管理	・枝下し、枯損木処理	・周知看板等利用者への安全確保	・巡視、作業日報等
・施設管理	・設備、遊具の点検等	・適切な手法、点検漏れ防止	・業務報告書、現地確認
・清掃管理	・廃棄物処理、搬出	・マニフェストによる確実な処理	・作業日報、書類確認

※本公園の委託業務の考え方、内容等は計画書2及び様式第3号に記載

(3) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々のOJTや研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

グループ代表では、人材育成、就労意欲向上、計画的な職員採用、労働環境の確保に着実かつ相互に連携させて取り組むことで指定管理者として安定的な管理運営を行う体制を構築しています。

ア 人材育成の考え方

様々な施設や自然環境、機能を有する県立都市公園の管理運営には、自然生態、植物管理、施設管理、安全管理、地域防災、利用促進、地域協働など、それぞれの専門知識や経験だけではなく、これらを総合的に活用して多様なニーズに合致したサービスを提供することが求められます。

グループ代表では、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、職責・職員毎にテーマを設定し、3つの手法により人材育成・能力開発を行うとともに、職員のやる気と潜在能力を引き出す仕組みを構築しています。

■ 職員ごとの育成テーマ設定

全職員共通	都市公園の情報、安全管理、接遇の向上、手話の取得、コンプライアンス、個人情報保護、救命救急、防犯・防災、労働安全衛生
現地責任者	マネジメント力の向上、利用促進ノウハウの向上、職員指導力の向上、労働安全衛生法規
内勤スタッフ	適正な受付・実務の能力、HP・SNS等の情報発信力向上
外勤スタッフ	安全管理、労働安全法規、機械操作能力向上、施設ごとの維持管理ノウハウ

■ 人材育成手法・内容

OJT (職場指導)	<ul style="list-style-type: none"> 豊富な公園管理経験を有する職員等社内リソースを活用した公園特性・管理ノウハウ・利用者対応等の細部の知識や技術を養成 グループ構成企業の先進的な管理ノウハウにより施設管理を共同で行い知識・技術の向上
OFF-JT (研修)	<p>(主にグループ代表職員による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 接遇、安全管理、植物管理、利用促進、事務処理等に係る研修 <p>(主に外部講師等による研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 等
SD (自己啓発)	<ul style="list-style-type: none"> の資格取得の費用補助 社外講習会、セミナー等の参加促進、先進事例視察 異業種、他組織との交流の場への積極的参加（見本市、展示会への参画、出展）等



「エコプロ」への出展

● 職員の「やる気」と「潜在能力」を引き出す仕組み

グループ代表では、職員の「やる気（向上心）」と「潜在能力」を引き出すため、業務実績向上に努めた職員を公平・平等に評価する「人事評価制度」や職員の模範となる取組、顕著な実績に対する「職員表彰制度」を導入しています。

これらの制度を適切に運用し、職員の達成感や満足度を高め、職員自らが更なる自己研鑽に取り組む意欲を高めます。

● 技術向上のための専門的技術研修

OBSでは、等の研修により職員一人ひとりの職場における意識やスキルの向上を図っています。

この他、職種別研修を実施して技術の習得と知識の高揚に努めています。また、

において、職員の階層別でにおける技術研修を実施し、担当者の技術力向上に努めます。



研修センターにおける研修の様子

イ 職員の採用

指定管理業務を着実かつ安定的に遂行するために、業務に応じた職員を計画的かつ、原則として公募により採用するとともに、高齢者、身体等に制約を抱える者の就労機会の拡大や意欲・能力を発揮できる環境の整備に努めています。

・現地責任者は、公園管理運営方針を理解し、公園利用者・駿沢土木事務所・地元自治体・関係団体への的確な対応ができる人材を常勤職員として採用

・公園管理主任等の現地スタッフは、公園管理実務経験者等の専門知識・技能・資格を有する即戦力となる人材を非常勤職員として常に確保

・パートタイム職員は、公園への熱意、職務に必要な知識・技能等を有する人材で、地域の雇用促進や災害時の対応を考慮し、できるだけ地元にお住まいの方を採用

※非常勤職員、パートタイム職員等の有期雇用職員には、改正労働契約法に基づき、雇用期間が5年以上となる場合、職員の希望により無期労働契約に転換できる制度を整備・運用しています。

ウ 働きやすい労働環境の確保

● 基本的な考え方

グループ代表は、誰もがその能力を十分に発揮し、心身ともに健康でいきいきと働き続けることが重要であると考え、職員が働きやすい労働環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。そのために労働安全衛生法をはじめ、働き方改革関連法等の法令を踏まえ必要な取組を強化するとともに、職場における新型コロナウイルス対策に取り組んでいます。（新型コロナウイルス対策については計画書9（2）参照）

（ア）労働時間の短縮、ワーク・ライフ・バランスの確保

● 時間外労働の上限規制（45時間／月、360時間／年）の徹底

- ・適切な業務分担及び業務の効率化の推進
- ・週1回のノー残業デーの設定及び実施の徹底
- ・36協定の締結、一般事業主行動計画（ノー残業デー）の策定、所管労働局への届出・公表

● 年次有給休暇の確実な取得

- ・年間最低5日間の年次有給休暇取得の義務化（10日以上付与職員対象）
- ・本部による取得状況の確認（四半期毎）及び取得促進の徹底
- ・一般事業主行動計画（年次有給休暇の取得目標）の策定、所管労働局への届出・公表

● 労働時間の状況把握

- ・総括責任者による残業の事前命令の徹底と、厳格な時間管理
- ・本部による毎月の労働時間チェックと必要に応じた総括責任者への指導

（イ）職場のハラスメント対策

これまで職場のハラスメント対策に取り組んできましたが、労働施策総合推進法の改正等を踏まえ、令和2年度から、パワーハラスメント等の防止対策を強化しています。

- ・「職員就業規程」、「コンプライアンスガイドライン」にハラスメントの禁止を明示
- ・「職場におけるハラスメントの防止に関する要綱」を制定し、ハラスメント防止に対するグループ代表の取組方針を明確にし、ハラスメント等の撲滅推進を強化
- ・ハラスメント防止に対するトップメッセージを発信し、全職場に掲示し、職員に周知徹底
- ・DVD等を活用し、すべての職場でハラスメント研修を実施
- ・ハラスメントに関する相談・通報窓口をグループ代表本部に設置

（ウ）チームワークの保持

- ・全職員が管理運営目標を共有し、能力を引き出せる業務分担
- ・日々の朝礼や月例会議等を活用した情報共有
- ・職員相互の協力体制を保持するための組織としての「心理的安全性※」確保

※心理的安全性：職場の上下関係や発言による（悪）影響を恐れずに、気兼ねなく発言できる環境

（エ）職員の心身の健康保持増進

● 取組体制等

- ・県の「CHO構想推進事業所登録」事業への参加

- ・「マイME-BYOカルテ」の登録、利用
- ・定期健康診断の実施及び診断結果に応じた保健指導の利用促進
- ・健康保険委員（協会けんぽ）の設置による職員への健康に係る広報等の充実

●職場における対策

- ・執務環境の確認と継続的な改善（空気環境、温熱条件、視環境等）
- ・感染症予防対策の実施（インフルエンザ予防接種費用補助、マスク・アルコールの配備等）
- ・熱中症予防対策の実施（空調ファン付き作業着、スポーツドリンクの配布等）
- ・ハチ刺されによる重症化を防ぐ、ハチアレルギー抗体検査費用の補助
- ・受動喫煙防止対策の徹底



夏季のスポーツドリンクの配布

●メンタルヘルス対策

- ・専門機関によるストレスチェック（年1回）及びカウンセリング等の体制整備
- ・ハラスメント防止や「心理的安全性」の確保による風通しのよい職場の実現

（オ）男女共同参画への対応

男女平等による職員公募、採用や意欲と能力のある女性職員の積極的登用に努めるとともに、出産、育児や介護を行う職員の仕事と家庭の両立が図られるよう様々な取組を進めています。

- ・女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定、届出、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」に公表
- ・えるぼし認定（女性活躍推進法第9条の認定）の取得に向けた取組
- ・出産、育児や介護に係る休暇、休業取得及び短時間勤務職員の深夜勤務、時間外勤務の制限等を規定

（カ）高齢者雇用への対応

優秀な高齢者が有するスキルやノウハウを活かせるよう高齢者雇用に取り組んでいます。高年齢の職員が安全安心に働ける職場環境づくりや労働災害の予防の観点から、転倒防止、落下防止、熱中症予防、健康増進等、作業や職場環境の配慮事項を取組方針「エイジフレンドリーな職場環境を目指して」としてとりまとめ職員に周知しています。

（キ）労働環境確保のその他の取組

- ・最低賃金の履行確保、社会保険への加入、労働契約書の交付等の遵守
- ・無期労働契約制度、福利厚生活動への補助、ボランティア休暇制度の整備
- ・有期雇用職員への公正な待遇の確保（年次有給休暇、予防接種費用補助、福利厚生活動、研修等）
- ・令和2年度に社会保険労務士による「労働条件審査」を受審

（ク）労働条件審査

令和2年度に公共サービスの質の向上のため、社会保険労務士による「労働条件審査」を受審しました。

審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）

労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）

計画書 13 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況(労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む)

ア 基本的な考え方

グループ代表は、公益財団法人としての社会的信頼性の維持、業務の公正性を確保するため、すべての役職員に法令及び協会の諸規程の遵守を徹底するとともに、常に社会規範や社会的責任を念頭に置いて業務を執行することで、公益目的を達成し、社会に貢献できるよう取り組んでいます。

行政庁等による検査・監査の受検、理事・監事及び評議員による執行状況の監督、「コンプライアンス要綱」に基づくコンプライアンス委員会や内部通報制度による厳重なチェック体制を整備するとともに、「コンプライアンスガイドライン」では具体的な行動指針を示し、役職員一人ひとりの意識向上に努めています。特に、個人情報保護やソーシャルメディア利用、ハラスメント防止対策については個別に規程を定め、役職員への教育研修や「事故・不祥事防止会議」等を通じて周知徹底を図っています。

イ 諸規程の整備状況

別添のとおり、諸規程類（組織、経理、給与、就業、個人情報保護、情報公開、文書管理等の規程及び労働環境確保のための方針等）を整備しています。（指定管理業務においては、グループ代表の個人情報保護規程、情報公開規程、文書管理規程等を遵守）

ウ 施設整備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守

●法令遵守の徹底に向けた取組

コンプライアンス要綱等に基づくチェック体制の整備や「コンプライアンスガイドライン」の実践、教育・研修による周知徹底を図るとともに、業務執行状況について内部検査指導要領に基づく検査を実施しています。

また、指定管理業務に係る県、外部有識者によるモニタリング、県監査委員監査を万全な態勢で受検するとともに、公益法人認定法に基づく立入検査、第三セクター等指導調整指針に基づく「自立した第三セクターのチェック」の機会も活用し正確な情報により適正な法人運営に努めます。

●施設整備の維持管理に関する法規

公園施設の安全確保や利用者が快適に過ごせる場を提供するためには、都市公園関係法令はもとより、設備点検に関する法律や衛生環境の確保に関する法律、消防法など各種法令を熟知しておく必要があります。研修や講習会の受講、資格取得等を通じて各種法令への理解を深めるとともに、法令に基づく点検や業務報告を確実に実施し、安全な公園管理運営を図ります。

点検名称	場所	関係法令等
建築物点検	全域	・建築基準法第 12 条
消防設備点検	パークセンター、里の家	・消防法第 17 条の 3 の 3
防火対象物定期点検	パークセンター	・消防法第 8 条の 2 の 2
自家用電気工作物点検	パークセンター・谷の村受変電設備・里の家	・電気事業法第 38 条
受水槽点検	西井戸・東井戸	・水道法第 34 条
冷凍冷蔵庫点検	里の家キッチンルーム・※里の家 BBQ 用	・フロン排出抑制法

※ BBQ 用は自主事業で実施

●労働関係法規

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、労働契約法等に基づき、就業に関する規程を整備しており、これらを適切に運用し安全で快適な労働環境を確保します。

工 指定管理業務を行う上での具体的な取組

- 労働条件審査の受審（令和2年度に社会保険労務士による労働条件審査を受審）
 - ・審査結果：法令評価「4」（最高「5」の5段階評価）
 - 労働環境モニタリング「A」（最高「A」の5段階評価）
- 反社会的勢力の排除（「神奈川県暴力団排除条例」の遵守）
 - ・グループ代表の「コンプライアンスガイドライン」において、反社会的勢力との一切の関わりを禁止するとともに、本公園に「不当要求防止責任者」を配置
 - ・委託業者の選定にあたり「県の競争入札参加資格者名簿」を活用し不良不適格業者を排除
- 守秘義務
 - ・指定管理業務を通じて知りえた情報の守秘義務（退職後も含む）について「コンプライアンスガイドライン」に定め、研修等での指導を徹底
 - ・業務の一部を第三者に委託する場合は、守秘義務について契約書等に記載し遵守を徹底
- 文書の管理・保存、情報公開、各種報告書等の提出・公開
 - ・取得・作成した文書は「県文書管理規程」に基づいて定めた「文書管理規程」により管理・保存
 - ・県の指定管理者のモデル規程に即して整備した「情報公開規程」に基づき対応
 - ・各種報告書等を通正に作成・提出期限内に提出し、県指定の報告書等はホームページ上で公表
- 管理口座・区分経理
 - ・管理口座及び会計処理について、指定管理業務と他の業務を区分して管理
- 保険の付保
 - ・施設賠償責任保険・施設災害補償保険（1事故当たり4億円 {適用回数は無制限}）及びイベント保険等に加え

（2）指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

持続可能な社会を公園から：「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」SDGsでは、経済、社会、環境の三側面の調和が重要とされており、この認識も踏まえて環境分野の目標達成に向けて取り組めます。

ア 環境負荷軽減の具体的な取組 4つの環境目標

<p style="text-align: center;">低炭素社会への貢献</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進：再エネ電力の積極的活用、太陽光発電の活用</p> <p>環境負荷軽減の取組：樹林地の適正管理、事務所等の省エネ、EVの活用、アイドリングストップ呼びかけ</p>	<p style="text-align: center;">生物多様性保全</p> <p>生態系に配慮した管理：草地、樹林地、水辺等環境に応じた管理（刈残し、繁殖期への配慮）</p> <p>希少種保護：モニタリング、採集禁止、生息環境維持</p> <p>外来種防除：ペット等の放野防止、駆除活動</p>
<p style="text-align: center;">循環型社会への貢献</p> <p>ゼロエミッション：植物発生材の園内活用、イベント等のプラゴミ抑制、ごみゼロアクセス</p> <p>グリーン購入：管理物品調達におけるグリーン購入促進</p>	<p style="text-align: center;">普及啓発の促進</p> <p>環境学習イベント：観察会、学校団体受入れ</p> <p>市民団体との連携：活動の場提供と活動支援</p> <p>職員の意識向上：内部研修、「環境マネジメントシステム」によるPDCA</p>

イ 環境目標達成におけるポイント

●グリーン購入の推進

「神奈川県グリーン購入基本方針」に即し、グループ代表が定めた「神奈川県公園協会グリーン購入に関する方針」に基づきグリーン購入に取り組めます。

具体的な購入品：トイレトーパー・コピー用紙・文具等

●再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、エネルギー使用量を測定記録し年1回県に報告します。

再生可能エネルギーの使用率が高い電力会社の導入を積極的に促進します。

ウ 環境マネジメントシステムによる実効性の担保

「エコアクション 21※」を参考として独自に構築した環境マネジメントシステムにより行動目標を定め、総合的な環境マネジメントを推進し環境負荷の軽減と自然環境保全の普及啓発を図っています。取組はPDCAサイクルにより継続的に向上を図ります。



環境推進委員 公園ごとに選任、公園の特性を踏まえた年度目標の設定と取組の自己評価
本部環境推進委員 法人としての評価を行い、次年度目標への助言、具体取組への展開

※エコアクション 21とは、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム(EMS)。組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。

エ 本公園での具体的な取組

●環境負荷軽減の取組

間伐等による発生材のチップ化とチップボイラーの活用による資源循環型維持管理、植物発生材の堆肥リサイクル、太陽光発電蓄電池の活用、雨水利用、バイオトイレ、屋上や壁面緑化の適正管理等

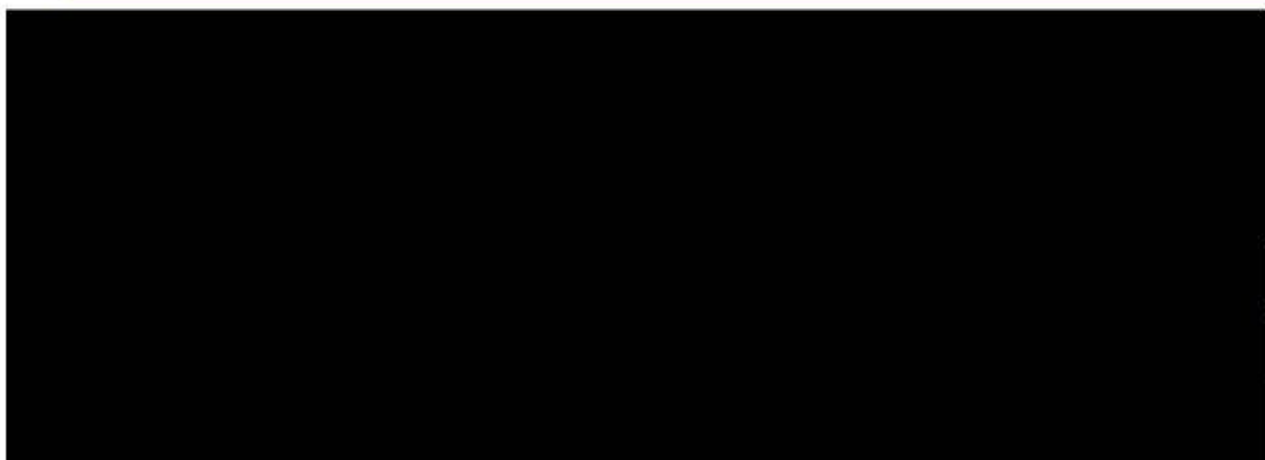
●自然環境の保全に配慮した管理運営と環境教育の取組

外来種防除、園内動植物調査・モニタリング・希少動植物の保護、観察会の実施、環境学習の受入れ、生物多様性に配慮した草刈り、農薬使用の抑制・適切な使用、自然情報の発信等

(3) 障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

(ア) 障害者雇用状況 (令和4年6月1日現在)



イ 障害者雇用促進の考え方と実績

● 身体等に制約を抱える者への就労機会提供の取組

グループ代表は、身体等へ制約を抱える者の就労を支援するため、指定管理業務や公益事業を通じて様々な取組を進めています。

- ・ 指定管理業務における植物管理の一部を [] に委託
- ・ 身体障害者手帳等をお持ちの方の雇用に繋げるため [] を受け入れ
- ・ 身体障害者手帳等をお持ちの方を雇用する企業が生産した花苗の公園への植栽や地域緑化団体への配布
- ・ 福祉作業所等が作成した菓子やグッズを販売する場を提供

● 身体障害者手帳等をお持ちの方の雇用を行う企業等への積極的な業務発注

グループ代表は、障害者就労施設、障害者雇用企業等への積極的な業務発注を推進するため、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」を定め、毎年度「実績」を超える「調達目標」を設定し、その達成を図っています。調達方針・実績はグループ代表のホームページで公表しています。

また、グループ代表は長年「 [] 」に相模原公園の植物管理業務を委託していることから、令和2年度神奈川県工賃向上支援事業「発注に貢献した企業」として表彰されました。

■ 調達目標

グループ代表の指定管理期間における調達目標：指定管理期間中に 10,000 千円/年、本公園においても、草取り業務の委託、イベント時の販売品の仕入などにおいて、障害者就労施設等への積極的な業務発注に取り組みます。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

ア 取組の考え方

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、合理的配慮の提供や広報啓発・研修等に取り組んでいます。

また、身体等に制約を抱える方とご家族、介助者等が利用しやすい環境整備を促進するとともに、障がい者と障がい者以外の利用者が交流する機会を提供することで相互理解を促進し、インクルーシブな利用環境の確保に努めます。さらに、各公園における指定管理業務でのイベント等を通じて障がい者支援、障がい者理解の普及啓発に関する取組を進めます。

イ 職員に対する研修



ウ 合理的配慮の提供の具体的な取組

県等が実施する施設のバリアフリー化等の環境の整備を基礎として、様々な障がいに応じて個別に合理的配慮を提供し、社会的障壁の除去に努めます。

物理的環境への配慮 (障がいに応じた利用への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事務所、谷の家、里の家での車いすの貸出 ・車いす利用者の目線の意識や、触るなど体験型展示を実施 ・触ったり香りを嗅いだりできる展示作成
意思疎通の配慮 (障がいに応じた意思疎通への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの状況に応じたゆっくり丁寧な会話 ・神奈川県ウェブアクセシビリティ方針に準じたホームページの作成 ・県の「色使いのガイドライン」に則った園内掲示物や配布物の作成 ・職員による窓口対応 ・「耳マーク」の掲示による聴覚障がいの方への筆談などの配慮 ・コミュニケーションボードやタブレット端末等の設置 ・ホームページ等への「ほじょ犬マーク」の表示（施設利用促進） ・障がい者の家族や介助者等コミュニケーションを支援する方への丁寧な対応

エ イベント等への参加促進

グループ代表では、身体等に制約を抱える方を対象としたイベントや身体等の制約の有無に関わらず、ともに楽しめるイベントの開催実績があり（ユニバーサルカー体験、ユニバーサルデー、ボッチャ体験等）、本公園においては公園まつりなどのイベント時に「福祉バザール」を開催し、福祉団体等に参加の呼びかけを行います。

オ 公園利用者等への普及啓発

県との共同による「ともに生きるかながわ憲章」の巡回パネル展の開催や、普及啓発ポスターの掲示を行いました。今後は、SDGsの「誰一人取り残さない」という理念も併せて障がいのある方への適切な配慮について普及啓発を図ります。

(5) 神奈川県手話言語条例への対応

聴覚障がい者の方の安全安心な公園の利用環境を確保するために、意思疎通、情報取得のための重要な手段である手話を使いやすい環境づくりに努めます。

ア 具体的な取組

● 普及体制

グループ代表本部に、

職員の指導を行います。また職員教育として、

等に関する研修会を

開催します。その他、職員教育並びに利用環境の向上の詳細は、提案7(4)参照



(6) 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

ア 社会貢献活動等、CSRの考え方と実績

(ア) 考え方

グループ代表では、CSRを「社会貢献活動」はもとより、「公益法人としての設置目的、コンプライアンス強化をベースに、事業運営を通じて地域社会への貢献、環境への配慮を行い、地域の活性化に繋げていくこと」と幅広く捉えています。このことは持続可能な社会を目指すSDGsの理念とも繋がるため、その取組に積極的

にコミットしています。この目標を達成するため、公園管理運営事業や公益事業において幅広い活動を行っています。

OBSは、小田急グループの社会的責任を果たすための取組の方向性として掲げる3層の活動領域と3つの重点分野に基づき、安全安心の提供、暮らしやすい沿線づくり、地域社会の自然環境の保全や自然と親しむ機会の提供に取り組んでいます。

私たちグループはCSRについて同様の考え方により実施しており、引き続き、本公園の管理運営においてグループが一体となった社会貢献活動等、CSRに取り組めます。

(イ) 取組実績

■グループ代表

公園管理運営事業等を通じた取組	公益事業等としての社会貢献
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業への発注・物品調達、地域雇用、地元商工会、観光協会との連携、地域活性化イベント等による経済の地域循環 ・公園緑地に関する大学等の研究、教育の場の提供、幼稚園、学校等の校外学習への協力 ・企業のCSR活動の支援 ・フォトコンテスト等による県立公園全体のPR、自然環境の保全等の普及啓発 ・グリーンアーカイブスでの公園緑地関係資料の保存・整理・閲覧 ・公園・緑地に携わる官民の関係者を対象に「都市公園における公民連携のあり方」講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、市民団体等の緑化活動を促進するため、公募による活動団体への花苗配布を実施(福祉施設が生産した花苗を調達し配布) ・県内の幼稚園、保育園に職員等を派遣し、野菜の栽培管理・指導等を通じた食育の普及啓発を実施 ・[]で「親子で学ぶSDGs入門」出張講座を開催 ・学校等への講師派遣による自然環境の保全等に関する普及啓発を実施 ・[]に参画し、市街地の緑化活動の一環として神奈川県庁にハンギングバスケットを展示 ・地域と連携した公園周辺道路等の清掃活動「ゴミゼロアクセス」を実施 ・遊休農地を借り上げ、県内の学校、商業施設等の緑化活動に活用される苗木を生産 ・東日本大震災、熊本地震被災地への寄付活動の促進([]を通じた寄附)



「公民連携のあり方」講演会の開催【グループ代表】



県庁へのハンギングバスケットの展示【グループ代表】

イ SDGs（持続可能な開発目標 目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源））への取組

●グループ代表

グループ代表では、2017年12月のエコプロ2017への出展を契機に、いち早く公園の管理運営とSDGsの親和性に着目し、段階的に様々な取組を進めてきました。

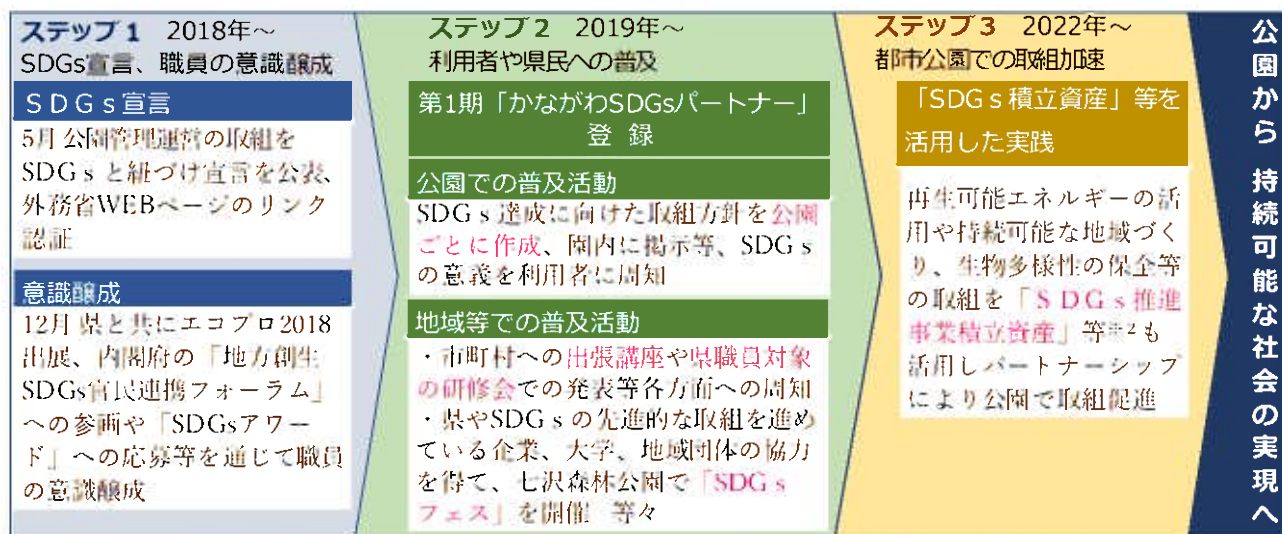
※1 東京ビッグサイトで開催される環境配慮サービス等に関する展示会



グループ代表のSDGs推進モデル「公園の都市インフラ機能」を「パートナーシップ」により強化し課題解決に取り組む



外務省HPリンクを承認されたジャパンロゴマーク



※2 グループ代表が、公園の管理運営でのSDGs推進に取り組むため、2017年度～2021年度に積み立て、2022年度以降の活動に充てる資金。SDGs推進事業積立資産（積立金46,350千円）は事業展開に、SDGs推進資産取得積立資産（13,300千円）は機器類の購入に充当

強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

災害時の公園のポテンシャルの向上：大規模災害等を想定した防災機能向上、樹林地の維持管理による災害防止と軽減

- ・3者協定に基づく避難場所として住民の受け入れ等
- ・樹林地の日常管理や、[]と包括協定に基づく災害後の倒木等の早期撤去等

再生可能エネルギーの積極的な活用：再生可能エネルギーを活用した電力確保の促進、発生材の園内活用

- ・里山管理での発生材の資源化、太陽光発電やバイオマスボイラーに関する普及啓発等

地域での普及活動実績
「親子で学ぶSDGs入門」

[]からの依頼による親子向けSDGs学習講座。グループ代表がコーディネイト役となり、公園で活動する市民団体によるプログラムの体験、一人一人が取り組める「SDGs」を紹介2019年9月開催

包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

誰もが安全安心に楽しめる公園管理：障がい者、子育て世代、高齢者、外国人等への対応、地域と連携した事故防止のための取組

- ・スタッフや委託業者等との協力体制の構築による安全安心に配慮した施設管理の実現



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

生物多様性に配慮した維持管理：希少動植物の保護、外来種防除、公園の環境特性に合わせた生態系保全

・プロフェッショナルとの連携による雑木林や田畑等の里山環境の維持、外来生物防除の実施

環境教育の推進：観察会等の開催、市民等との連携・活動活性化

・里山学校や校外学習受入れ、茅ヶ崎里山公園倶楽部の活動イベントなどによる里山管理や農体験、自然観察会の開催等

その他具体的な取組



ゴール3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

・地元自治体や地域団体、大学等との連携による地域活性化イベントの開催等「いきいき里山」の取組推進



ゴール4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

・ふるさとの懐かしさを伝えるプログラム（地域の伝承を掘り起こし次世代へ伝承）



ゴール17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

・県民との協働の推進・次世代の里山担い手育成等

●OBS



親会社である小田急電鉄株式会社が取り組んでいる資源、原料、エネルギーを継続的に伸ばし、持続的に活動していく循環型コミュニティ創出を目指す「サーキュラーエコノミー（循環型経済）」プロジェクトに参加し、その実現に協力しています。

また、排出事業者責任であるリサイクル率の向上、ごみ減量に加え、廃棄物収集、運搬を担うエッセンシャルワーカーに関する課題（高齢化、労働力不足、重作業他）解決にも積極的に取り組んでいます。

茅ヶ崎里山公園についても、同取組の理念を取り入れ、持続可能な発展に貢献します。

計画書 14 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

(1) 募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

ア 募集開始の日から起算して過去3年間に重大な事故又は不祥事の有無

無し

イ 事故等があった場合の再発防止策構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図ります。

- ・グループ代表の [] に基づき、本公園に「事故防止対策会議」を設置し、事故原因の究明、事故防止対策の検討を行い、本部に報告するとともに全職員に周知
- ・重要な事故等については、グループ代表の [] に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、事故等にかかる対応策、原因の究明、再発防止、職員に対する事故等の防止の啓発等について協議
- ・グループ代表の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有
- ・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告（指定期間開始までに連絡網を県に報告）

(2) 個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

ア 個人情報保護のための方針・体制

グループ代表では、公園利用者からの信頼を得るためには、利用者等の個人情報を適切に管理することが必要不可欠であるとの認識のもと、「個人情報保護方針」を公表し、公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）をはじめ諸規程を整備し、個人情報の適正な保護に取り組んでいます。

神奈川県公園協会個人情報保護方針（抜粋）

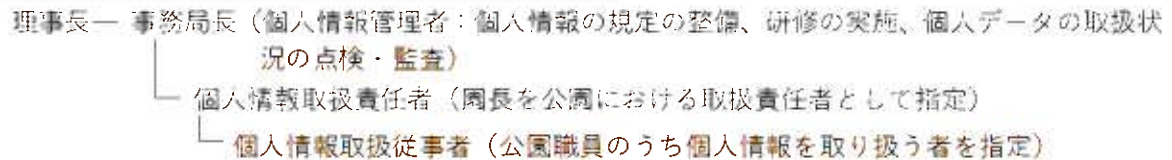
1. 法令・規範の遵守
 - ・個人情報保護に関する法律、県個人情報条例及び協会個人情報保護規程などの法令・規範を遵守する。
2. 個人情報の適正な管理及び研修
 - ・職員から個人情報管理者を指名するとともに、公園ごとに個人情報責任者・取扱従事者を置き、必要かつ適正な措置を講ずる。
 - ・すべての職員に個人情報の取扱いについて研修を行う。
3. 個人情報の利用目的の範囲内での取得
 - ・個人情報の取得に当たっては利用目的を明らかにし、本人同意のもと必要な範囲で取得し、取得した個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えた利用は行わない。
4. 個人情報の安全管理
 - ・取得した個人情報は、漏洩、滅失または毀損の防止など安全管理に必要なかつ適正な措置を講ずる。
5. 個人情報の第三者への提供
 - ・取得した個人情報の第三者への提供は、利用目的に従った範囲内で適正に行い、本人の承諾を得た場合及び法令による場合を除き個人情報を第三者に提供しない。
6. 個人データの開示及び消去等
 - ・保有する個人データについて、本人から開示、訂正、利用停止等の申し出があった場合は適正に対応し、保有の必要性がなくなった個人データは速やかに消去・廃棄する。
7. 相談窓口の設置

● 個人情報保護のための組織体制

グループ代表では、「個人情報保護規程」に定められた内容の実効性を確保するため、事務局長を個人情報管理者に指名し、協会が保有する個人情報に関する規定等の整備や研修の実施など必要な措置を講ずることとしています。

また、公園で管理する個人情報を適正に管理するため、園長を業務にかかる個人情報取扱責任者として、公園職員のうち実際に個人情報を取り扱う職員を個人情報取扱従事者に指定することにより、個人情報の管理責任を明確化し、個人情報保護に取り組んでいます。

グループ代表における個人情報保護に関する組織体制



※個人情報の取扱いに関する相談窓口を総務企画課に設置

● 個人情報保護のための諸規程の整備

グループ代表では、県の個人情報保護条例及び指定管理者と県が締結する基本協定に基づき、個人情報保護規程を定め、さらに同規程第9条（個人データの適正管理）を受け作成した「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」において具体的な取扱事項を定めるなど、個人情報保護に関する諸規程を整備しています。

マイナンバー制度にかかる役職員及び外部講師等の特定個人情報については、「特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱」を定め、指定された職員が専用機器においてデータ管理を行うなど、厳重に管理しています。

個人情報に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護方針 ・ 公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程 ・ 協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱 ・ ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン
------------	---

なお、グループ代表のホームページにおいて、個人情報保護方針、個人情報保護規程、特定個人情報の適正な取扱いに関する要綱を公表しています。

イ 職員に対する教育・研修体制



ウ 個人情報の取扱いの状況

● 厳格な取扱いの徹底

個人情報等の情報管理に関するチェックリスト等に基づき、厳格な管理を行います。

- ・個人情報に係る資料、個人データの漏洩、盗難防止のため、金庫、鍵付き書庫等で厳重に管理
- ・不要となった個人情報については、紙媒体はシュレッダー、電子媒体は外部メディアの物理的破壊等による復元不可能な状態での確実な削除・廃棄
- ・イベントの写真撮影時等における個人が特定されないよう配慮の徹底
- ・特定個人情報を扱う機器の特定及び作業場所の限定の徹底

●個人情報の漏えいが発生した場合の対応

公園で個人情報の漏えいが発生した場合、速やかに個人情報管理者に報告し、個人情報管理者は対象となる方々や関係機関に報告し、二次漏えいの防止措置を講じます。また、速やかに再発防止策を検討し必要な対策を講じます。

●電子データの取扱いに関するセキュリティ強化

- ・不用パソコン、サーバー等の廃棄処理時における「協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に基づき、内蔵ハードディスクの物理的破壊による確実なデータ消去
- ・廃棄物業者に委託する場合、職員立ち合いのもと専用機器を用いたハードディスクの物理的破壊及びデータ復元不可能状態の確認の徹底。マニフェストに基づく産廃処理の確認
- ・県主催「サイバーセキュリティセミナー」の受講や、専門業者への日常的な相談等による積極的な最新セキュリティ対策の情報収集
- ・ウイルス感染や不正アクセス等に備え、被害拡大防止と速やかな復旧を図るため「対応マニュアル」や体制整備
- ・第三者の専門機関による情報システムの安全性の確認履行済み

●ソーシャルメディア利用での対応

情報発信にあたりソーシャルメディアの重要性が増すなか、拡散性、双方向性等の特性から個人情報保護への配慮について必要な取組を進めています。

- ・グループ代表「ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に基づく個人情報の適切な取扱い
- ・本グループがソーシャルメディア上に個人情報を書き込む場合は事前の本人同意を徹底
- ・投稿者（本グループ以外）が投稿者自身以外の個人情報を書き込んだ場合、協会の権限の範囲内において他人の個人情報記載を控える旨の注意喚起や投稿を削除

●情報公開への対応

・文書等の情報公開の申し出があった場合は、グループ代表の「情報公開規程」の定めにより、公開の申出に係る文書等に、特定の個人が峻別され、若しくは峻別され得るもの又は特定の個人を峻別することができないが、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れのあるものは、公開しないこととしています。